

佐世保市地域防災計画

原子力災害対策編

佐世保市地域防災計画

原子力施設の原子力災害対策編

原子力施設の原子力災害対策編目次

第1章 総則	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の周知徹底	4
第4節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等	4
第5節 計画の基礎とするべき災害の想定	5
第6節 市の事務又は業務	5
第7節 防災関係機関の事務又は業務	6
第2章 災害予防対策	13
第1節 基本方針	13
第2節 原子力事業者の防災業務計画の作成等	13
第3節 情報の収集及び連絡体制等の整備	13
第4節 災害応急体制の整備	15
第5節 避難受入れ活動体制の整備	16
第6節 緊急輸送活動体制等の整備	23
第7節 避難退域時検査の実施体制の整備	23
第8節 救助・救急・医療及び防護資機材の整備等	24
第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備	25
第10節 行政機関、学校等の避難計画等	25
第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発	25
第12節 防災業務関係者の研修	26
第13節 防災訓練等の実施	26
第14節 災害復旧への備え	27
第3章 災害応急対策	31
第1節 基本方針	31
第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	31
第3節 活動体制の確立	34
第4節 屋内退避、避難等の防護措置	38
第5節 避難退域時検査の実施	43
第6節 緊急時モニタリングへの協力	44
第7節 飲料水及び飲食物の摂取制限等	44
第8節 緊急輸送活動	45
第9節 救助・救急及び医療活動	46
第10節 住民等への的確な情報伝達活動	47
第11節 文教対策計画	49
第12節 自発的支援の受け入れ等	50
第13節 行政機関の業務に係る措置	51

第4章 災害復旧対策	55
第1節 基本方針	55
第2節 緊急事態解除宣言後の対応	55
第3節 原子力災害時後対策実施区域における避難区域等の設定	55
第4節 現地事故対策連絡会議への職員派遣	55
第5節 放射性物質による汚染の除去等	55
第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表	56
第7節 災害地域住民に係る記録等の作成	56
第8節 被災者の生活再建等の支援	56
第9節 風評被害等の影響の軽減	56
第10節 被災中小企業等に対する支援	56
第11節 心身の健康相談体制の整備	56
第12節 放射性物質の付着した廃棄物の処理	56
第5章 複合災害対策	61
第1節 活動体制	61
第2節 住民への情報提供、相談体制	61
第3節 避難等	61
第4節 防災設備・機材の損壊等の対応	61

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

第 2 節 計画の性格

第 3 節 計画の周知徹底

第 4 節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定

第 6 節 市の事務又は業務

第 7 節 防災関係機関の事務又は業務

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（原子炉、貯蔵施設、事業所外運搬）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（事業所外運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、本市、県及び防災関係機関等と連携してとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、市民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第 2 節 計画の性格

1 計画の位置づけ

この計画は、「佐世保市地域防災計画（原子力施設の原子力災害対策編）」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「佐世保市地域防災計画（基本計画編）」によるものとする。

2 計画の修正

この計画は、原災法第 6 条の 2 第 1 項の規定により原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」及び長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）等に基づいて策定するものであり、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

3 計画の構成

この計画編の構成は次の 5 章による。

(1) 第 1 章 総則

計画の目的、原子力防災対策地域の範囲、防災関係機関の業務など計画の基本となるものを示す。

(2) 第 2 章 災害予防対策

原子力災害が発生したときの体制等、整備しておく対策を示す。

(3) 第 3 章 災害応急対策

情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態の通報があった場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第 15 条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を示す。

(4) 第 4 章 災害復旧対策

原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策を示す。

(5) 第 5 章 複合災害対策

原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合を想定し、災害対応が可能な安全施設を確保し、災害応急に対する対策を示す。

4 県地域防災計画との関係

市が地域防災計画（原子力災害対策編）を作成又は修正するにあたっては、長崎県の地域防災計画を基本とするものとし、これに抵触しないようにするものとする。

第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては市民への周知を図るものとする。また、防災関係機関においては、この計画の習熟に努めるとともに、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

第4節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective Action Planning Zone）については、原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」において示す目安及び長崎県地域防災計画（原子力災害対策編）を踏まえ、玄海原子力発電所から半径30km圏内の地域を対象とし、対象地域及び地区の範囲を次のとおり定める。

なお、半径30km圏に隣接する地域についても、気象状況等を踏まえて柔軟に配慮するものとする。

1 【江迎町】

地 域	地区（該当する町内会・区）
梶ノ村	梶ノ村
北田	
飯良坂	根引
根引	
栗越	栗越
簀尾(えびらお)	
中尾	中尾（一部）
奥川内	深川、中尾（一部）、堤原（一部）
長坂	長坂、西江迎（一部）、東江迎、西岩崎（一部）、末橋（一部）
上川内	
末橋	末橋（一部）、亀の子住宅
三浦	三浦、岩石、西岩崎（一部）
北平	
小川内	小川内、小川内住宅、東岩崎（一部）
赤坂	赤坂
志戸氏	志戸氏（一部）、東ノ木
七腕	堤原（一部）、志戸氏（一部）
猪調	猪調、平野、丸尾、新丸尾、東丸尾
田ノ元	田ノ元、岩下、潜竜住宅、住吉、開田

2 【吉井町】

地 域	地区（該当する町内会・区）
草ノ尾	草ノ尾区
福井	福井区、下福井区
板樋	板樋自治会
梶木場	梶木場区
直谷	上直谷区、下直谷区、松原区、内裏区
前岳	東立石町内会の一部
春明	下橋川内町内会の一部、御橋区
橋川内	上橋川内区の一部
橋口	

3 【世知原町】

地 域	地区（該当する町内会・区）
北川内	北川内区の一部、栗迎 2 区の一部
赤木場	北川内区の一部
中通	北川内区の一部、栗迎 2 区の一部、槍巻 3 区の一部、城山区の一部、かじか区の一部
太田	太田区、春日区の一部、筥瀬区の一部
木浦原	木浦原区の一部、栗迎 1 区の一部
筥瀬	木浦原区の一部、筥瀬区の一部、春日区の一部、栗迎 6 区の一部
岩谷口	岩谷口、高野区
栗迎	栗迎 3～5 区、栗迎 1 区の一部、栗迎 2 区の一部、栗迎 6 区の一部、栗迎 7 区の一部
矢櫃	かじか区の一部、栗迎 7 区の一部、長田代区の一部

第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

原子力災害対策を講じるため、原子力施設からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故を想定し、国及び県の指導、助言及び原子力事業者の支援を得ながら検討に努めるものとする。

第6節 市の事務又は業務

1 原子力災害に関する市の事務又は業務は次のとおりとする。

- (1) 原子力防災体制の整備
- (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備
- (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備の支援
- (4) 環境条件の把握
- (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (6) 教育及び訓練の実施
- (7) 事故発生時における国、県等との連絡調整

- (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備
- (9) 災害状況の把握及び伝達
- (10) 緊急時環境放射線モニタリングの協力
- (11) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限
- (12) 現地医療対策班の設置及び運営への協力等
- (13) 被ばく者の診断及び措置の実施
- (14) 住民等への飲料水及び飲食物の摂取制限
- (15) 住民等への汚染農水産物等の出荷制限等
- (16) 災害復旧
- (17) 各種制限措置の解除
- (18) 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- (19) 相談窓口の設置
- (20) 放射性物質による汚染の除去の協力
- (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- (22) 避難住民の避難受け入れに係る協力
- (23) 災害に関する情報収集・伝達及び広報
- (24) その他災害対策に必要な措置

2 消防局の事務又は業務は次のとおりとする。

- (1) 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (2) 教育及び訓練の実施
- (3) 住民等の退避、避難誘導及び救助並びに立ち入り制限
- (4) 住民等の退避及び避難誘導並びに人命の救助
- (5) 一般傷病者の救急看護
- (6) 被ばく者の診断および措置への協力
- (7) 避難等の誘導に係る資料の整備
- (8) 防護対策を講ずべき地域の消防対策

第7節 防災関係機関の事務又は業務

原子力災害に関する、県及び関係機関が処理すべき事務又は業務は次のとおりとする。

機関名	処理すべき事務又は業務
長崎県	(1) 原子力防災体制の整備 (2) 通信施設及び通信連絡体制の整備 (3) 環境放射線モニタリング施設及び体制の整備 (4) 環境条件の把握 (5) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (6) 教育及び訓練の実施 (7) 事故発生時における国、市等との連絡調整 (8) 応急対策活動に要する資機材等の整備

		(9) 災害状況の把握及び伝達 (10) 緊急時の環境放射線モニタリング (11) 市長に対する住民等の退避及び避難並びに立入制限の指示及び助言 (12) 被ばく者の診断及び措置への協力 (13) 市長に対する住民等への飲料水及び飲食物の摂取制限の指示等 (14) 市長に対する住民等への汚染農水産物等の出荷制限の指示等 (15) 災害復旧 (16) 市長に対する各種制限措置の解除の指示 (17) 相談窓口の設置 (18) 国等から派遣される専門家等の受入れ及び調整 (19) 行政機関、学校等の退避 (20) 放射性物質による汚染の除去 (21) 放射性物質の付着した廃棄物の処理 (22) 風評被害等の影響の軽減 (23) 文教対策 (24) 現地医療対策班の設置及び運営 (25) その他災害対策に必要な措置
自衛隊	陸上自衛隊第 16 普通科連隊	(1) 災害時における陸上輸送支援及び空中輸送支援 (2) 緊急時陸上及び空中モニタリングの支援 (3) その他災害応急対策の支援
	海上自衛隊佐世保地方総監部	(1) 災害時における海上輸送支援 (2) 緊急時海上モニタリングの支援 (3) その他災害応急対策の支援
	航空自衛隊西部航空方面隊	(1) 災害時における航空輸送支援 (2) その他災害応急対策の支援
長崎県警察		(1) 住民等の退避及び避難誘導 (2) 危険箇所及び立入禁止地区並びにその周辺の警戒、警備 (3) 避難路及び緊急交通路の確保 (4) 犯罪の予防等社会秩序の維持 (5) 交通の混乱の防止及び交通秩序の維持 (6) 被災者の救出及び負傷者等の救護 (7) 警察災害派遣隊に関すること (8) その他災害警備に必要な措置
	九州管区警察局	(1) 警察災害派遣隊の運用及び広域的な応援の指導調整 (2) 広域的な交通規制の指導調整

指定地方 行政機関		(3) 災害に関する情報収集及び連絡調整
	福岡財務支局 長崎財務事務所	災害時における財政金融の適切な措置及び関係機関との連絡調整
	九州農政局	(1) 災害時における農畜水産物への影響等に係る情報収集等 (2) 災害時における応急用食料等の確保等 (3) 被災地周辺の農畜産物等の移動規制 (4) 農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導 (5) 災害時における食料の供給、価格動向等の情報についての消費者相談 (6) 災害時の食料の供給指導、緊急引渡しの措置 (7) 汚染米の移動規制および処理
	九州森林管理局 長崎森林管理署	国有林野及び国有林産物の汚染対策
	九州経済産業局	災害に関する情報収集及び被災商工業者等に係る支援に関すること
	九州運輸局（長崎運輸支局、佐世保海事事務所）	(1) 陸上及び海上輸送機関その他関係機関との連絡調整 (2) 自動車運送事業者に対する協力要請等 (3) 船舶運航事業者に対する協力要請等 (4) 輸送の安全確保に関する指導等
	大阪航空局 長崎空港事務所	(1) 航空機による輸送の安全確保に必要な措置 (2) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底
	福岡管区气象台 長崎地方气象台	(1) 災害発生時における気象情報の発表及び伝達 (2) 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動時等における対象地域周辺の気象予報、防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供 (3) 緊急モニタリングセンターへの支援
	第七管区海上保安本部	(1) 災害時における船舶の退避、航行制限等の措置 (2) 救援物資、避難者等の緊急海上輸送の応援 (3) 海上における救急及び救助活動の実施 (4) 緊急時における海上環境モニタリングの支援
	九州厚生局	(1) 関係職員の現地派遣 (2) 関係機関との連絡調整に関すること
	九州総合通信局	災害時における電気通信の確保及び非常通信の統制管理
	長崎労働局	(1) 労働者の被ばく管理の監督指導 (2) 労働災害調査及び労働者の労災補償

	九州地方整備局 長崎河川国道事務所 佐世保国道維持出張所	(1) 国管理の国道の管理及び調整 (2) 交通規制および輸送路の確保
	九州防衛局 佐世保防衛事務所	(1) 災害時における防衛省（本省）との連絡調整 (2) 災害時における自衛隊及び米軍との連絡調整の支援
指定公共機関及び指定地方公共機関等	N T Tフイルムテクノ長崎設備部	災害時における通信の確保
	日本銀行 長崎支店	(1) 通貨の円滑な供給確保 (2) 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導等
	日本赤十字社 長崎県支部	災害時における医療救護等の実施
	一般社団法人佐世保市医師会	災害時における医療救護等の実施
	一般社団法人 佐世保市歯科医師会	災害時における医療救護活動への協力
	一般社団法人 佐世保市薬剤師会	災害時における医療救護活動への協力
	公益社団法人長崎県看護協会 県北支部	災害時における看護、保健指導・支援
	長崎県バス協会	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
	公益社団法人長崎県トラック協会	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
	佐世保旅客船協会	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
	佐世保海運組合	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
	日本通運(株) 佐世保支店	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
	九州旅客鉄道株式会社長崎鉄道事業部	(1) 鉄道施設等の防災管理及び被災時の復旧 (2) 災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
	松浦鉄道株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
	西肥自動車株式会社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
	佐世保自動車協会	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
	西日本高速道路株式会社九州支社 佐賀高速道路事務所	自動車道路の維持、管理、修繕、改良および災害復旧
	社会福祉法人 佐世保市社会福祉協議会	市が行う被災者状況調査への協力

	報道機関	(1) 災害情報の伝達 (2) 原子力防災知識の普及
	九州電力(株)（原子力事業者）	(1) 原子力発電所の防災体制の整備 (2) 原子力発電所の災害予防 (3) 災害状況等の把握及び防災関係機関への情報提供 (4) 防災教育及び訓練の実施 (5) 原子力災害時における通報連絡体制の整備 (6) 環境放射線モニタリング設備及び機器類の整備 (7) 応急対策活動に要する資機材等の整備 (8) 原子力防災に関する知識の普及と啓発 (9) 緊急時における災害応急対策活動体制の整備 (10) 原子力発電所の施設内の応急対策 (11) 原子力災害医療の実施のための協力 (12) 環境放射線モニタリングの実施 (13) 県、佐世保市、防災関係機関が実施する防災対策への協力 (14) 相談窓口の設置 (15) 災害復旧 (16) 事故発生時における国、県、市町等への通報連絡 (17) 避難退域時検査への協力
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等	病院等医療施設の管理者	災害時における施設入所者の安全確保
	社会福祉施設の管理者	災害時における施設入所者の安全確保
	私立学校等の設置者等	(1) 災害時における幼児、児童及び生徒の安全確保 (2) 災害時における文教対策の実施

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

第2節 原子力事業者の防災業務計画の作成等

第3節 情報の収集及び連絡体制等の整備

第4節 災害応急体制の整備

第5節 避難受入れ活動体制の整備

第6節 緊急輸送活動体制等の整備

第7節 避難退域時検査の実施体制の整備

第8節 救助・救急・医療及び防護資機材の整備等

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第10節 行政機関、学校等の避難計画等

第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

第12節 防災業務関係者の研修

第13節 防災訓練等の実施

第14節 災害復旧への備え

第2章 災害予防対策

第1節 基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備並びに原子力災害発生時の事前対策を中心に定める。

第2節 原子力事業者の防災業務計画の作成等

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を作成するとともに、各種届出を行い、県を通じ市に送付する。

原子力事業者は、原子力事業者防災業務計画を修正する場合は、あらかじめ県と協議する。
県は、計画の修正について市に対し意見聴取を行う。

第3節 情報の収集及び連絡体制等の整備

市は、国、県、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備するものとする。

1 情報の収集及び連絡体制の整備

(1) 市と防災関係機関相互の連絡体制の確保

市は、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関との間において、原子力災害に対し万全を期すため、各機関相互の情報の収集及び連絡体制のネットワークの強化、充実を図る。その際、夜間休日においても対応できる体制の整備を図るものとする。

(2) 情報の収集及び連絡にあたる要員の指定

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集及び連絡を図るため、対象地域における情報の収集及び連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(3) 非常通信協議会との連携

市は、県及び非常通信協議会と連携し、応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

※ 非常通信協議会：無線局は通常時は免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用することは許されない。ただし、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することができないか又は利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序維持のためであれば非常通信が可能となる。（電波法第52条）

このような趣旨から、昭和26年7月に、非常通信の円滑な運用を図る目的で設立された組織であり、総務省を中心として、国、都道府県、市町村のほか非常通信に係る機関で構成されている。

その運営は都道府県の協力を得て実施されている。

(4) 移動通信系の活用体制

市は、県及び防災関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話等

による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成及び確保並びに専門家の活用体制

市は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成及び確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集及び蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集及び蓄積に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

市は、県及び原子力事業者と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、以下のような社会環境に関する資料、緊急時モニタリング等に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、適切に備え付けるものとする。

ア 原子力事業所及び施設に関する資料

イ 周辺人口や交通状況等の社会環境に関する資料

ウ 周辺地域の気象資料や平常時のモニタリング等に関する資料

エ 防災資機材の配備状況等に関する資料

オ 緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

カ 避難所等に関する資料

キ その他関係資料

3 通信手段の確保等

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、県及び防災関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう通信手段の体制確保に努めるとともに、以下のことを推進するものとする。

(1) 防災行政無線

市は、住民等への的確な情報伝達を図るため、市防災行政無線（戸別受信機を含む）の整備を推進する。

(2) 通信手段、経路の多様化

市は、防災行政無線の機器故障やN T T回線の途絶等に備え、多様な情報伝達手段の確保に努める。

ア 県防災行政無線の活用

イ 衛星携帯電話の活用

ウ 電気通信事業者等が提供する災害時優先電話等の活用

エ 非常通信協議会との連携

オ 移動通信系の活用

カ その他有効な通信手段、経路の活用

(3) 電気通信事業者が提供する緊急速報メールの活用促進

市は、電気通信事業者が提供するエリアメール等、被災地への通信が輻輳した場合においても、指定したエリア内の携帯電話利用者に災害及び避難情報等を回線混雑の影響を受けずに一斉同報配信できる緊急速報メールサービスの活用促進を図る。

(4) 災害用伝言サービスの活用促進

市は、一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、電気通信事業者が提供する、被災地内の家族、親戚、知人等の安否を確認できる情報通信手段である、「災害用伝言サービス」の活用促進を図る。

第4節 災害応急体制の整備

市及び防災関係機関は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる災害応急体制に係る事項について検討するとともに、あらかじめ必要な体制を整備するものとする。

1 警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集及び連絡が行えるよう必要な体制を整備するものとする。

また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の整備など必要な体制の整備に努める。

(2) 対策拠点施設における立ち上げへの準備体制

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、対策拠点施設における立ち上げへの協力を行うため、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。

2 災害対策本部体制等の整備

市は、原災法第15条の原子力緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発出された場合又は市長が必要と認めた場合は、災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、設置場所、職務権限、本部の組織及び掌握事務、職員の参集配備体制等についてあらかじめ定めておくものとする。

3 対策拠点施設における原子力災害合同対策協議会の派遣体制

市は、緊急事態宣言の発出後、災害拠点施設における原子力災害合同対策協議会に派遣する職員及び派遣方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

4 長期化に備えた動員体制の整備

市は、国、県及び関係機関等と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

5 防災関係機関相互の連絡体制

市は、平常時から国、県、警察、消防、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、防災対策に努めるものとする。

市は、屋内退避又は避難のための立退き等の指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求

めることができるよう連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくこととする。

6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

市は、消防の応援について県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結の促進、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受け入れ体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。

7 自衛隊との連携体制

市は、知事に対し自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう要請手順、連絡調整窓口、連絡の方法、受け入れ体制等を取り決めておくものとする。

8 広域的な応援協力体制の拡充・強化

市は、国、県と協力して、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査等に関する広域的な応援協力体制の拡充・強化に努めるものとする。

9 専門家の派遣要請

市は、原子力事業者より特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、必要に応じて国に対し、事態の把握のために専門知識を有する職員の派遣を要請するものとする。

10 人材及び防災資機材の確保等に係る連携

市は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者と相互の連携を図るものとする。

11 モニタリング体制等

市は、緊急時モニタリングへの協力を行うための体制を整備するものとする。

(1) モニタリング要員の確保

市は、緊急時モニタリングを迅速かつ円滑に実施するために必要な要員をあらかじめ定めておくものとする。

(2) 関係機関との協力体制の整備

市は、県、原子力事業者その他モニタリング関係機関と緊急時モニタリングに関し、平時より緊密な連携を図るものとする。

(3) 環境放射線テレメータシステム等の活用

市は、県と連携し、必要に応じ平常時から環境放射線テレメータシステム等の活用に努めるものとする。

第5節 避難受入れ活動体制の整備

1 避難計画の作成

市は、原子力規制委員会が原子力災害対策指針において示した緊急時防護措置を準備する

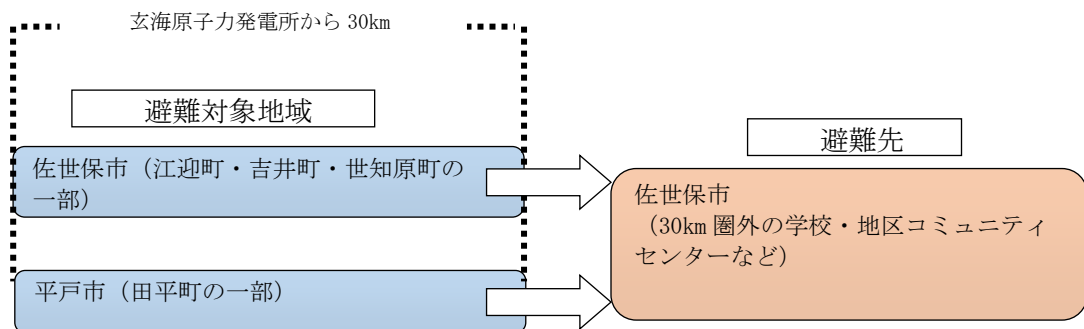
区域（UPZ）及び県が示した方針に基づき、玄海原子力発電所から30km圏内の住民を対象にして、屋内退避及び避難に係る避難計画を作成するものとする。避難計画の基本的考え方は以下のとおりとする。

- (1) 玄海原子力発電所から30km圏内の住民が、30km圏外の避難所に避難できるような広域の避難計画とする。
- (2) 避難が必要な区域（以下「避難対象区域」という。）は、事故の状況に応じ、国、県及び市が設定するものとする。
- (3) 避難先は、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民が同一地域内への避難できるように努める。
- (4) 市は、県と連携して、放射性物質が放出される前に避難行動が開始され、完了されるよう努めるものとし、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮するものとする。
- (5) 市への来訪者（観光客等）も避難の対象とし、30km圏外までは地域住民と同様に避難し、30km圏外の適切な場所からは各人の判断で帰宅等を行う。
- (6) 避難にあたっては、住民が日常、服用している医薬品を携帯するよう平常時から周知しておくこととする。また、緊急に避難して住民が日常、服用している医薬品を携帯できていない場合や長期の避難となる場合に備え、関係機関と協力して医薬品や医療用資機材を供給する体制づくりに努めるものとする。
- (7) 避難に際しては平戸市の一部住民について、県との調整を踏まえて予め地域及び避難先を選定して受け入れに配慮するものとする。

2 避難計画における避難先

避難計画対象地域別避難先の概要は、次のとおりとする。

【避難計画対象地域別避難先の概要】



3 避難計画における避難経路及び手段等

避難計画では、避難計画策定対象地区の地形的特性を踏まえて、以下のような避難経路及び手段により避難するものとする。

(1) 避難経路

可能な限り避難計画に定められた避難経路（幹線道路等）を通り、指定された避難所へ

避難する。市は、避難経路について、住民に対して事前に十分な周知を行う。

(2) 避難の手段

ア 避難は原則、自家用車両を利用するものとし、自家用車両により避難が困難な住民については、近所の方との乗り合いや、集合場所に参集し市等が準備する車両にて避難する。

避難所における駐車スペースは、避難所に併設する運動場等の駐車スペースを利用することとし、不足する場合には、近隣のグラウンド等を利用する。

イ アで避難手段が不足する場合には、市は県に対して社団法人長崎県バス協会等の車両手配を要請し、手配された車両にて避難を行う。さらに、避難に関して必要があると認める場合は自衛隊の災害派遣要請を行う。

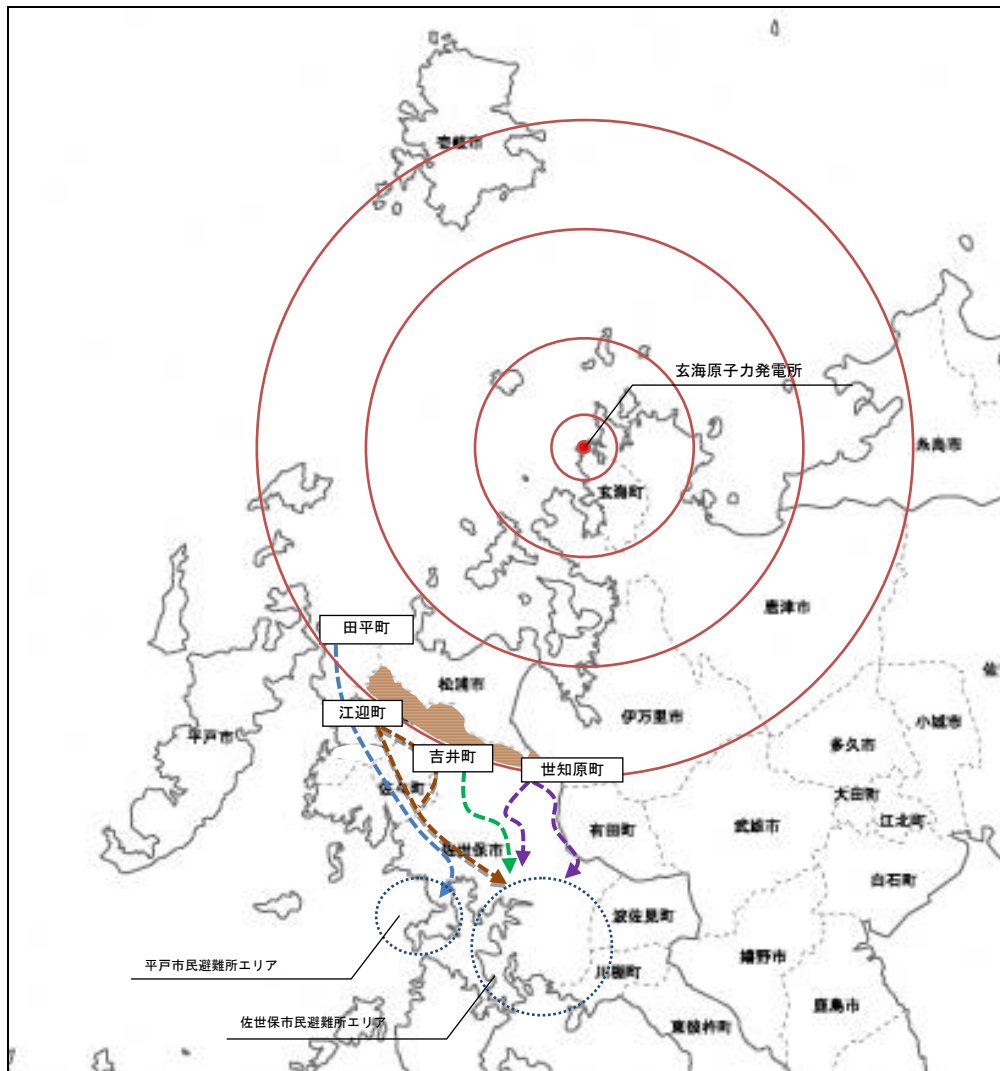
(3) その他

原子力事業者は、県及び市からの要配慮者等の避難支援要請に応じ、車両等の輸送手段の確保に関する支援を行う。

【各地域からの避難要領及び経路】

区分	避難要領・経路等
①江迎町	- 各地区から国道又は県道を通り西九州道路を使用して市南部へ避難する。 - 自家用車等で避難できない住民は、集合場所（江迎地区コミュニティセンター、江迎中学校、江迎小学校、猪調小学校、江迎地区文化会館）に集合後、手配されたバス等で避難する。 - 主な避難経路 ①県道志方江迎線→西九州道路→国道35号線→避難所 ②国道204号線→西九州道路→国道35号線→避難所
②吉井町	- 各地区から県道を通り妙観寺トンネル経由で国道に出て市南部へ避難する。 - 自家用車等で避難できない住民は、集合場所（吉井北小学校、吉井南小学校、吉井中学校）に集合後、手配されたバス等で避難する。 - 主な避難経路 ①県道佐世保吉井松浦線→妙観寺トンネル→県道佐世保日野松浦線→国道204号線→国道35号線→避難所
③世知原町	- 各地区から2つの県道ルートを通して国道に出て市南部へ避難する。 - 自家用車等で避難できない住民は、集合場所（世知原地区コミュニティセンター、世知原小学校、世知原中学校）に集合後、手配されたバス等で避難する。 - 主な避難経路 ①県道栗木吉井線→小塚岳トンネル→里美トンネル→国道35号線→避難所 ②県道佐世保世知原線→知見寺町→国道204号線→国道35号線→避難所

【玄海原子力発電所からの位置と避難経路の概略】



4 避難所等の整備

(1) 避難所の整備

ア 避難所の指定

市は、学校や地区コミュニティセンター等の公共的施設を対象にその管理者の同意を得て避難所としてあらかじめ指定するものとする。

避難予定場所として地域ごとに表のとおりとするが、災害の状況及び避難対象範囲により適宜選定するものとする。

なお、市は要配慮者のため、あらかじめ福祉避難所等の要配慮者に対応した避難先の確保に努める。

イ 避難所の整備

(ア) 避難所及びその周辺の安全性を点検し、必要な整備に努めるものとする。

(イ) 避難の長期化に対応して居室及び就寝スペースのほか、避難生活、避難所運営、救援活動等のための共有スペースの確保に努めるとともに、食糧、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等の備蓄に努めるものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材及び車両等の整備

市は、県と連携し、住民等の避難誘導、移送に必要な資機材及び車両等を整備するよう努めるとともに、必要に応じて県に対し支援を求めるものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

市は、県と連携し、コンクリート屋内退避体制の整備に努める。

(4) 避難所における設備等の整備

市は、県と連携し、避難所において水、仮設トイレ、非常用電源等の整備に努めるとともに、避難者が災害情報を入手できるようテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。

(5) 物資の備蓄に係る整備

市は、指定された避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食糧、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

【江迎地域住民の避難所】

地域	No.	地区名	集合場所 (集団避難の場合)	施設名
江迎町	1	梶ノ村	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	佐世保市立 広田中学校
	2	北田	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	
	3	飯良坂	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	
	4	根引	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	
	5	栗越	佐世保市立江迎小学校	
	6	簀尾	佐世保市立江迎小学校	
	7	中尾	佐世保市立江迎小学校	佐世保市立 福石小学校
	8	奥川内	佐世保市立江迎小学校	日宇スポーツセンター
	9	長坂	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	佐世保市立黒髪小学校
	10	上川内	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	佐世保市立日宇小学校
	11	末橋	佐世保市江迎地区コミュニティセンター	佐世保市立天神小学校
	12	三浦	佐世保市立江迎中学校	国立佐世保工業高等専門学校
	13	北平	佐世保市立江迎中学校	
	14	小川内	佐世保市立江迎中学校	佐世保市立大塔小学校
	15	赤坂	佐世保市立江迎中学校	佐世保市立港小学校
	16	志戸氏	佐世保市立猪調小学校	佐世保市立日宇中学校
	17	七腕	佐世保市立猪調小学校	
	18	猪調	佐世保市江迎文化会館	長崎県立佐世保南高等学校
	19	田ノ元	佐世保市江迎文化会館	佐世保市立福石中学校 佐世保市立崎辺中学校 佐世保市南地区コミュニティセンター

【吉井地域住民の避難所】

地域	No.	地区名	集合場所 (集団避難の場合)	施設名
吉井町	1	草ノ尾	佐世保市立吉井南小学校	佐世保市立針尾小学校
	2	福井	佐世保市立吉井北小学校	佐世保市立東明中学校
	3	板樋	佐世保市立吉井北小学校	佐世保市江上地区 コミュニティセンター有福体育室
	4	梶木場	佐世保市立吉井北小学校	
	5	直谷	佐世保市立吉井北小学校	長崎県立佐世保東翔高等学校 佐世保市立宮小学校 佐世保市立宮中学校
	6	前岳	佐世保市立吉井南小学校	佐世保市立針尾小学校
	7	春明	佐世保市立吉井中学校	佐世保市立江上小学校
	8	橋川内	佐世保市立吉井中学校	佐世保市江上地区コミュニティセンター 佐世保市針尾地区コミュニティセンター
	9	橋口	佐世保市立吉井中学校	佐世保市針尾地区コミュニティセンター 体育室

【世知原地域住民の避難所】

地域	No.	地区名	集合場所 (集団避難の場合)	施設名
世知原町	1	北川内	佐世保市世知原地区コミュニティセンター	佐世保市宮地区コミュニティセンター
	2	赤木場	佐世保市世知原地区コミュニティセンター	佐世保市宮地区コミュニティセンター体育室
	3	中通	佐世保市世知原地区コミュニティセンター	佐世保市立三川内中学校
	4	太田	佐世保市立世知原中学校	佐世保市日宇地区コミュニティセンター
	5	木浦原	佐世保市立世知原中学校	佐世保市早岐地区コミュニティセンター 花高体育室
	6	筥瀬	佐世保市立世知原中学校	佐世保市立広田小学校
	7	岩谷口	佐世保市立世知原中学校	佐世保市早岐地区コミュニティセンター
	8	栗迎	佐世保市立世知原小学校	佐世保市広田地区コミュニティセンター 佐世保市立花高小学校 佐世保市立早岐小学校 佐世保市立三川内小学校 佐世保市立早岐中学校
	9	矢櫃	佐世保市立世知原中学校	佐世保市三川内地区コミュニティセンター

【福祉施設の避難所】

	避難所（受入施設名）
福祉施設	佐世保市中部地区コミュニティセンター
	佐世保市北地区コミュニティセンター
	佐世保市山澄地区コミュニティセンター
	佐世保市日宇地区コミュニティセンター体育室

【※平戸市住民の避難所】

地域名	避難所（受入施設名）
田平町	佐世保市立相浦小学校
	佐世保市立日野小学校
	佐世保市立相浦西小学校
	佐世保市立相浦西小学校大崎分校
	佐世保市立赤崎小学校
	佐世保市立船越小学校
	佐世保市立金比良小学校
	佐世保市立光海小学校
	佐世保市立相浦中学校
	佐世保市立日野中学校
	佐世保市立愛宕中学校
	旧野崎中学校
	長崎県立大学佐世保校
	長崎県立佐世保特別支援学校
	佐世保市愛宕地区コミュニティセンター
	佐世保市九十九地区コミュニティセンター
	佐世保市西地区コミュニティセンター
	佐世保市相浦地区コミュニティセンター
	佐世保市総合グラウンド体育館

5 要配慮者の避難誘導、移送体制等の整備

(1) 避難支援計画の策定等

市は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、周辺住民、自主防災組織、地域ケアシステム、ボランティア組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難誘導についての「避難行動要支援者避難支援計画」をあらかじめ策定するとともに、作成後は、登録者及び計画の内容について適宜更新する等実態把握を行う。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。

(2) 病院、社会福祉施設の避難計画の作成等

病院、社会福祉施設等において、施設の管理者は、原子力災害時における避難所、避難

経路、誘導責任者、誘導方法、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成する。
市は県と連携して、施設の管理者が実施する安全確保対策に関し、必要に応じ指導、助言その他の支援を行うものとする。

6 住民等の避難状況の確認体制の整備

市は、避難のための立退きの指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備する。

7 避難所、避難方法等の周知

市は、避難や避難退域時検査、安定ヨウ素剤配布等の場所、避難方法及び屋内退避の方法について、日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、原子力災害発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

8 学校等における避難計画の作成

学校等施設の管理者は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生の安全を確保するため、あらかじめ避難所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画を作成する。市は、学校施設の管理者が適切な避難計画を策定し、適切な避難訓練等を実施できるよう、必要な指導及び助言を行うものとする。

第6節 緊急輸送活動体制等の整備

1 交通管理体制等の整備

市の道路管理者は、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能を確保するため、道路管理の充実を図るものとする。

第7節 避難退域時検査の実施体制の整備

1 体制の整備

国の避難退域時検査及び簡易除染マニュアルに基づき、県及び市は、必要な人員の確保を行うとともに、資機材の整備に努める。消防機関は、救急自動車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

また、人員の確保のため、関係医療機関及び原子力事業者等への応援体制の整備を図る。

2 検査の方法

国の避難退域時検査及び簡易除染マニュアルでは、原則、自家用車及びバス等の車両検査により、避難者の検査を代替することとしているが、長崎県では、車両の検査に加えて、OILに基づく避難者の検査を行う。なお、検査の詳しい方法等については、別途定めるものとする。

3 検査の場所

車両の検査は、避難計画に定める避難先の広場や駐車場等において行う。また、避難者の検査は、救護所を設置する主な避難所において行うものとする。

なお、車両の検査場所と避難者の検査場所の移動については、負担軽減のためシャトルバスを運行する等、県及び市は平時から関係機関との連携に努める。

第8節 救助・救急・医療及び防護資機材の整備等

1 救急・救助用資機材の整備充実等

市は、県と連携して応急措置等の実施に必要な救急・救助用資機材、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 救助・救急機能の強化

市は、県と連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

3 医療活動用資機材の管理及び原子力災害医療活動等への協力

市は、県から配備された医療活動用資機材を適切に管理するとともに、災害発生時には避難所等における住民の健康管理に配慮するとともに、県が行う汚染検査等の原子力災害医療に協力するものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用体制の整備

市は、原子力災害対策指針及び長崎県地域防災計画等を踏まえ、住民等に対する緊急時における安定ヨウ素剤の配布体制を整備し、安定ヨウ素剤の予防服用が行えるよう、備蓄等の準備をしておくものとする。

5 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

市は、国及び県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備に努めるものとする。また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

6 物資の調達、供給活動

- (1) 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておくものとする。また、備蓄を行うにあたって、大規模な地震等が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立ち、初期の対応に十分な量を備蓄するほか、物資の性格に応じ集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制整備に努めるものとする。
- (2) 市は、国、県と連携のうえ、備蓄拠点については輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

第9節 住民等への的確な情報伝達体制の整備

1 情報項目の整理

市は、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。

また、住民に対し必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

2 情報伝達体制の整備

市は、住民、関係機関等に対し、的確な情報を常に伝達できるよう、その体制の整備を図るものとする。

3 住民相談窓口設置の整備

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。

4 多様なメディアの活用体制の整備

市は、国、県及び原子力事業者と連携し、テレビ、ラジオ等のほか、防災行政無線、広報車、ホームページ（インターネット）、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、緊急速報メールサービス等の多様なメディアの活用体制を図るものとする。

また、町内会等、消防団、農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話、FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する体制整備に努めるものとする。

誤情報の拡散が発生した場合は公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制に努めるものとする。

第10節 行政機関、学校等の避難計画等

市は、退避にあたっては避難先等を住民等へ周知し、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

また、原子力災害時における生徒等の安全を確保（臨時休校の措置等）するとともに、学校実施の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育が早期回復できるよう努めるものとする。

公立の学校等は、市長からの要請があった場合、学校施設の安全性を確認したうえで、避難所を開設し、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

第11節 原子力防災に関する住民等に対する知識の普及と啓発

1 市は、国、県及び原子力事業者と連携し、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線に関すること。
- (2) 原子力施設の概要に関すること。

- (3) 原子力災害とその特性に関すること。
 - (4) 放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること。
 - (5) 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
 - (6) コンクリート屋内退避所、避難所に関すること。
 - (7) 要配慮者への支援に関すること。
 - (8) 各地域、地区の避難先及び避難経路、手段に関すること。
 - (9) 緊急時にとるべき行動、避難所での行動等に関すること。
 - (10) 避難所の運営管理、行動等に関すること。
 - (11) 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
 - (12) 放射性物質による汚染の除去に関すること。
 - (13) 放射性物質により汚染され、又はその恐れのあるものの処理に関すること。
- 2 市は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災教育を実施するものとし、教育機関においては、防災教育に関する教育の充実に努めるものとする。
- 3 市が防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方及び性的少数者の視点に十分配慮するよう努めるものとする。
- 4 市は、避難状況の確実な把握に向けて、市が指定した避難所以外に避難をした場合等には市の災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

第 1 2 節 防災業務関係者の研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用して、人材育成に努めるものとする。

第 1 3 節 防災訓練等の実施

1 訓練計画の策定

市は、国、県、県警察、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、次の訓練を組み合わせた訓練計画を策定するものとする。

- (1) 災害対策本部等の設置運営訓練
- (2) 対策拠点施設への参集、運営訓練
- (3) 緊急時通信連絡訓練
- (4) 緊急時モニタリング訓練
- (5) 原子力災害医療訓練
- (6) 周辺住民に対する情報伝達訓練
- (7) 周辺住民避難訓練
- (8) その他必要な訓練

2 訓練の実施

(1) 訓練

市は、策定した計画に基づき、国、県、原子力事業者及びその他防災関係機関と連携し、定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図るものとする。

(2) 総合的な防災訓練の実施

市は、国が総合的な防災訓練を実施する場合、県及び原子力事業者及び防災関係機関等と共同して参加するものとする。

3 実践的な訓練の工夫と事後評価

市は、訓練を実施するにあたり、訓練想定について国、県等から助言を受けるとともに、訓練参加者の技術の習熟に資するなど、実践的なものとなるよう工夫するものとする。

訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定め、行うとともに、訓練終了後の評価を実施し、必要に応じて原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

第14節 災害復旧への備え

市は、災害復旧に資するため、国及び県と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

第3節 活動体制の確立

第4節 屋内退避、避難等の防護措置

第5節 避難退域時検査の実施

第6節 緊急時モニタリングの実施

第7節 飲料水及び飲食物の摂取制限等

第8節 緊急輸送活動

第9節 救助・救急及び医療活動

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

第11節 文教対策計画

第12節 自発的支援の受け入れ等

第13節 行政機関の業務に係る措置

第3章 災害応急対策

第1節 基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態が発生した場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

1 情報収集事態発生等の連絡

情報収集事態（原子力施設の運転に影響を及ぼすおそれがある）の通報を受けた場合、国・県・関係市町等と情報伝達体制を確保するものとする。

2 警戒事態発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、警戒事態が発生又は発見した場合は、直ちに原子力規制委員会へ通報するとともに、内閣官房、県、市、関係機関への連絡に備える。

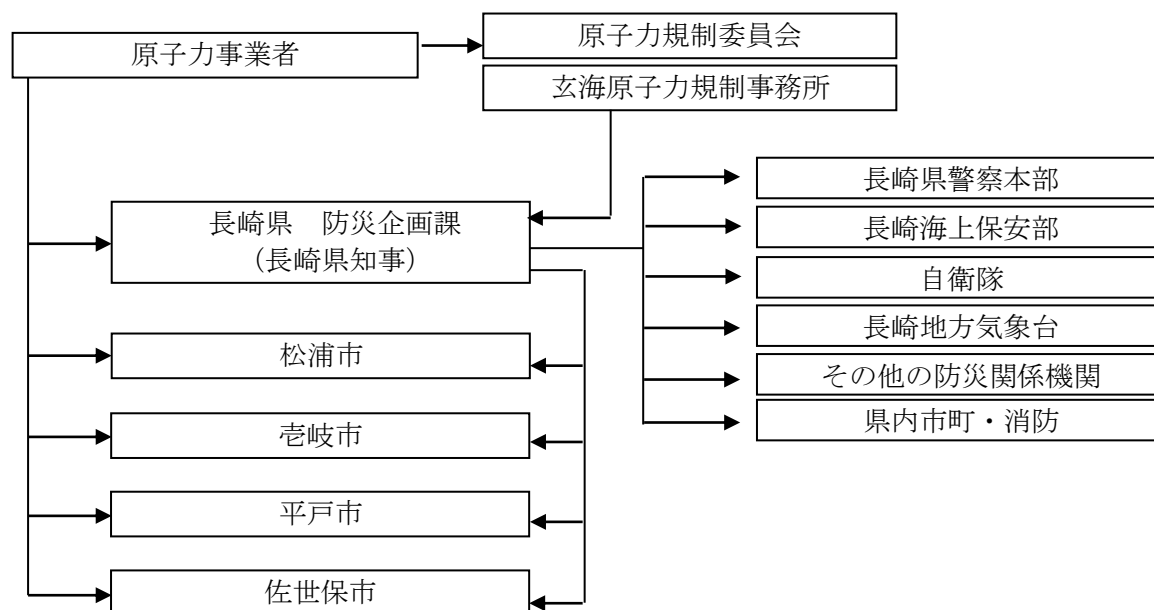
(2) 県からの連絡

県は、国（原子力規制委員会）から通報・連絡を受けた事項について、県内各市町、関係機関に連絡する。

(3) 市の対応

市は、原子力事業者、県から通報・連絡を受けた事項について、町内会、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡するとともに、住民等への情報提供を行う。

[警戒事態発生時の情報伝達経路]



3 施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

(1) 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態が発生又は発見した場合は、直ちに内閣官房、原子力規制委員会、県、市、防災関係機関に、当該事象について文書で送信するとともに、その着信を確認する

(2) 国からの連絡

原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と緊急事態宣言発出の判断を直ちに行い、事故情報について市を始め県、市、関係機関に連絡する。

また、必要に応じ、避難対象市にU P Z 区域内の屋内退避準備を行うよう連絡する。

(3) 県からの連絡

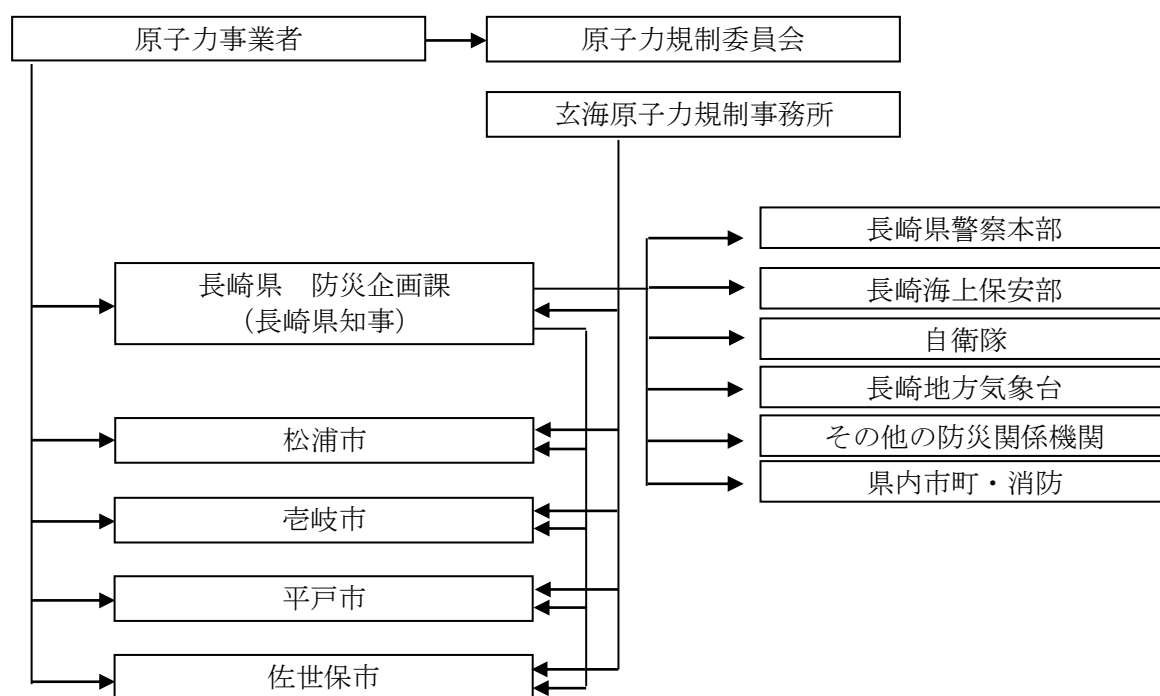
県は、原子力事業者から通報・連絡を受けた事項について、県内各市町、その他関係機関に連絡する。

(4) 市の対応

市は、原子力事業者、国、県から通報・連絡を受けた事項について、町内会、消防団、農協及び漁協等の関係機関に連絡するとともに、住民等への情報提供を行う。

また、原則としてU P Z 区域内の屋内退避準備を行う。

[施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路]



4 応急対策活動情報の連絡

警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

(1) 原子力事業者の通報

原子力事業者は、県及び市に対して施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び緊急時対策本部設置の状況、被害の状況等に変化があった場合を含め、事象進展に応

じた適切な間隔で連絡することとされている。

市は、通報を受けた事象に関して原子力事業者への問い合わせる場合は、簡潔、明瞭に行うよう努める。

(2) 市、県及び国との相互連絡

市、県、原子力規制委員会及び原子力防災専門官は、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、相互に連絡を密にする。

(3) 関係機関等との連携

市は、近隣市、警察機関、海上保安部、自衛隊及びその他防災関係機関との間において、原子力事業者から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

(4) 現地事故対策連絡会議との連携

市は、国の現地事故対策連絡会議が設置された場合は、当該機関との連絡を密にする。

5 全面緊急事態に該当する事象発生 of 通報

(1) 原子力事業者からの通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態に該当する事象が発生又は発見した場合、直ちに施設敷地緊急事態に関する通報の場合に準じて関係機関への通報を行う。

(2) 原子力緊急事態宣言

原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は直ちに県、市、関係省庁及び指定行政機関に連絡を行う。

また、U P Z 区域内の住民等の屋内避難等必要な緊急事態応急対策を行うよう連絡する。

(3) 県からの連絡

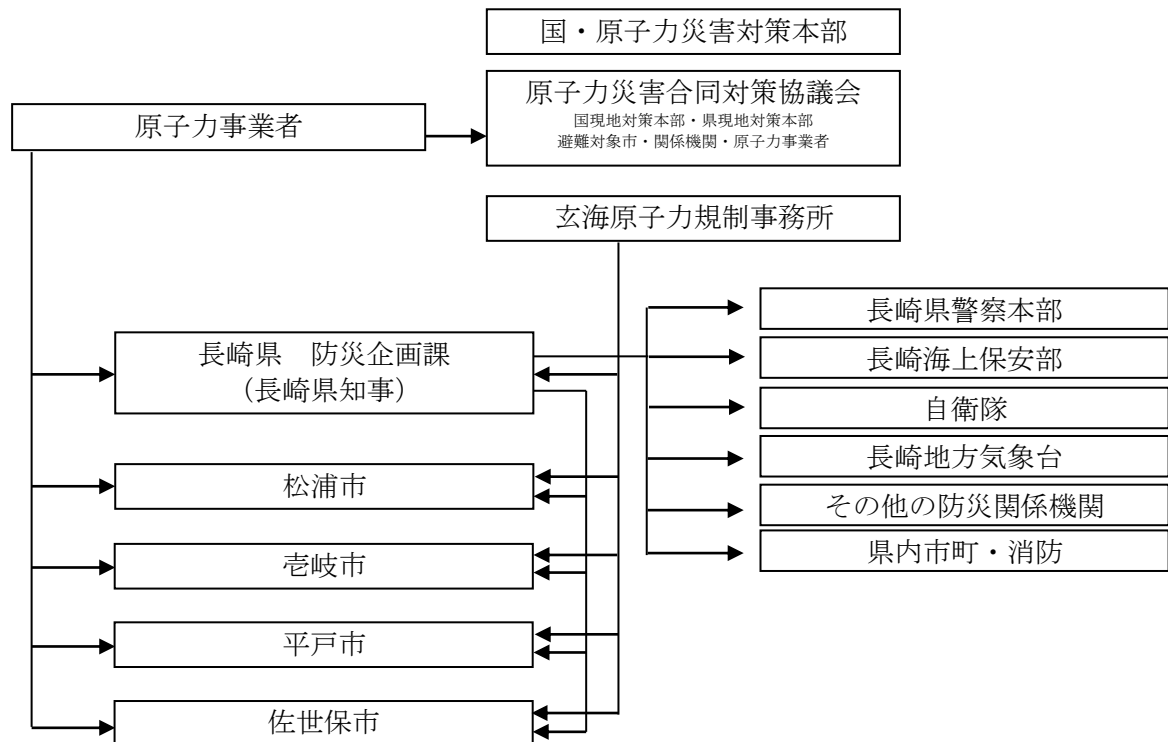
県は、通報・連絡を受けた事項について特定事象発生に関する通報の場合に準じて関係機関への通報を行う。

(4) 市の対応

市は、原子力事業者、国、県から通報・連絡を受けた事項について、住民等への情報提供を行う。

また、市は、U P Z 区域内の屋内退避等の必要な緊急事態応急対策を行う。

[全面緊急事態発生後の情報伝達経路]



6 原子力緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

市は、対策拠点施設に職員を派遣し、情報収集及び関係機関が行う緊急時応急対策について必要な調整を実施するものとする。

また、市は対策拠点に派遣した職員に対し、市が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

7 一般回線が使用できない場合の対処

地震や津波等の影響に伴い一般回線が使用できない場合は、衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

第3節 活動体制の確立

1 市の活動体制

(1) 災害警戒本部

ア 災害警戒本部の設置

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合又は防災危機管理局長が特に必要と認めた場合、本庁舎内に防災危機管理局長を本部長とする災害警戒本部を設置して、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、県及び原子力事業者等防災関係機関と緊密な連携を図りつつ、警戒体制をとるものとする。

防災危機管理局長が不在の場合は、防災危機管理局次長又は主幹が指揮をとり、指揮系統を確立する。

イ 情報の収集

市は、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けた場合、県との連携を図りつつ、玄海原子力規制事務所における対応などの必要な情報等を得るなど、事故 of 状況 of 把握に努めるものとする。

ウ 災害警戒本部 of 解散

災害警戒本部 of 解散は、概ね以下 of 基準による。

(ア) 国・県 of 指導・助言及び緊急時モニタリング調査等を踏まえて、災害警戒本部長が、原子力施設 of 事故が終結し、緊急事態応急対策が完了又は、対策 of 必要がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

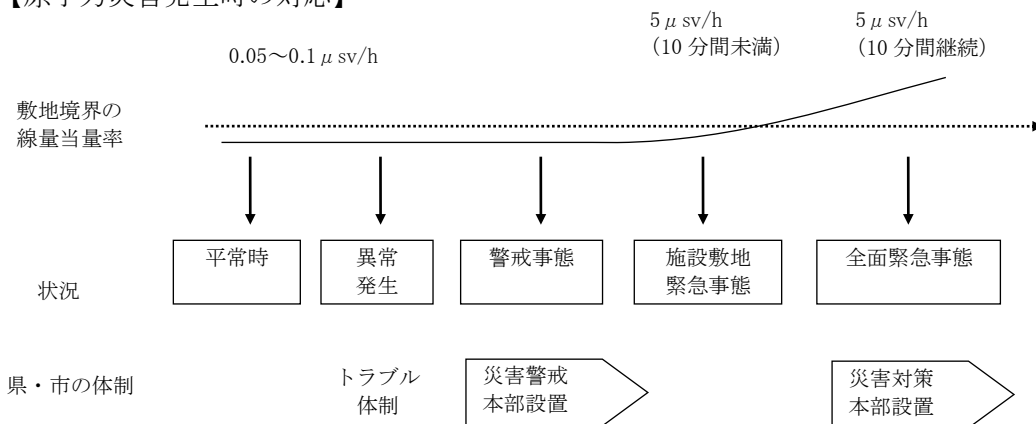
(2) 災害対策本部

ア 災害対策本部 of 設置

市は、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、あらかじめ定められた場所に、市長を本部長、佐世保市副市長事務分担規則（平成 19 年規則第 6 2 号） of 規定により、防災危機管理局 of 事務を分担する副市長（以下「危機管理担当副市長」という。）を副本部長とする災害対策本部を設置するものとする。市長又は危機管理担当副市長が不在 of 場合は、他の副市長又は防災危機管理局長 of 順に指揮をとり、指揮系統を確立する。

また、災害対策本部を設置したときは、速やかに県へ報告する。

【原子力災害発生時 of 対応】



イ 災害対策本部 of 解散

災害対策本部 of 解散は概ね以下 of 基準によるものとする。

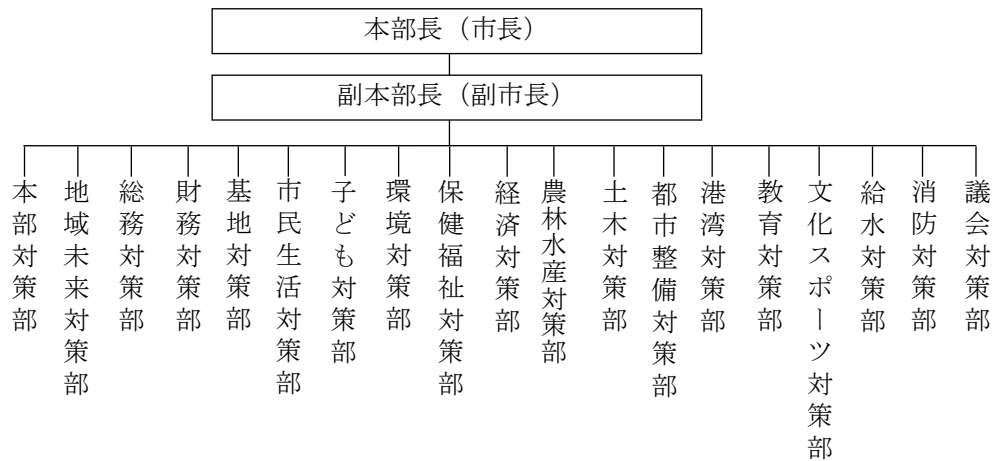
(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、原子力施設 of 事故が終結し、緊急事態応急対策が完了又は対策 of 必要がなくなったと認めたとき。

(3) 災害対策本部及び災害警戒本部 of 組織

災害対策本部 of 組織は図 1 のとおりとし、分掌事務は第 1 表 of とおりとする。また、災害警戒本部 of 組織及び事務分掌については災害対策本部に準じるものとし、情報収集等のため各対策部から必要な連絡員を召集するものとする。

【図 1 組織図】



【第 1 表 分掌事務】

分掌事務は、原則として「基本計画編 第 3 編 第 1 章 風水害等の一般災害
 応急対策計画 第 1 節 組織動員計画」の分掌事務を準用するものとし、原子力
 災害の特殊性によるものは次表のとおりとする。

担 当 部	分 掌 事 務
防災危機管理局 (本部対策部)	1 国、県及び関係機関との情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。 2 国への専門家の派遣要請に関すること。
財務部 (財務対策部)	1 緊急輸送時に係わる公用車等の確保及び配車に関すること。
市民生活部 (市民生活対策部)	1 避難集合場所における受付・誘導に関すること。 2 避難状況の把握に関すること。 3 市民等に対する相談窓口の開設に関すること。
環境部 (環境対策部)	1 放射能水準調査、放射線モニタリングに関すること。
保健福祉部 (保健福祉対策部)	1 原子力災害医療活動に関すること。 2 医療機関との連絡・調整に関すること。 3 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 4 安定ヨウ素剤の備蓄及び配布計画の策定並びに薬剤の期限管理に関すること。 5 安定ヨウ素剤の服用時の指導に関すること。 6 市民等に対する医療相談窓口の開設に関すること。

担 当 部	分 掌 事 務
経 済 部 (経済対策部)	1 商工業者に対する相談窓口の開設に関すること。 2 観光施設への広報に関すること。
農 林 水 産 部 (農林水産対策部)	1 農林水産業者に対する相談窓口の開設に関するこ と。 2 汚染農水産物の出荷制限等に関すること。
都 市 整 備 部 (都市整備対策部)	1 公園施設の特別使用に関すること。
港 湾 部 (港湾対策部)	1 港湾関係者への広報に関すること。
消 防 局 (消防対策部)	1 防護対策を講ずべき地域の消防活動に関すること。 2 原子力災害の情報収集、伝達に関すること。 3 県広域消防相互応援及び緊急消防援助隊の応援に関するこ と。 4 防護対策を講ずべき地域の避難誘導に関すること。 5 傷病者の救助及び救急活動の実施に関すること。 6 その他原子力災害の発生の防御及び拡大防止のための措置 に関すること。

(4) 緊急時モニタリング活動

市は、県が緊急時モニタリング計画に基づき実施する緊急時モニタリング活動の協力を行うものとする。

(5) 原子力災害合同対策協議会への出席

原子力緊急事態宣言が発出され、対策拠点施設において原子力災害対策合同協議会が組織されることとなった場合は、市はあらかじめ定められた者をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

3 職員の派遣要請等

市は、緊急事態応急対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請するものとする。

市は、緊急事態応急対策又は原子力災害事故対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

4 自衛隊の派遣要請等

市は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣を要請するものと

する。

5 原子力被災者生活支援チームとの連携

市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力被災者生活支援チームと連携し、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、適切な役割分担の下、汚染廃棄物の処理や除染等を推進するものとする。

※ 原子力被災者生活支援チーム：原子力災害対策本部長は、原子力施設における放射性物質の大量放出を防止するための応急措置が終了したことにより避難区域の拡大防止がなされたこと及び初動段階における避難区域の住民避難が概ね終了したことを一つの目途として、必要に応じて、原子力災害対策本部の下に、被災者の生活支援のため、環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置することとされている。

6 防災業務関係者の安全確保

市は、緊急事態応急対策に係る防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

(1) 防護対策

市は、県の支援も受けながら、防護服、防護マスク、線量計等の防災資機材の整備及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置に努めるものとする。

(2) 防災業務関係者の被ばく管理

ア 市は、県及び対策拠点施設と緊密な連携のもと、被ばく管理を行うものとする。

イ 市は、防災業務関係者等の安全確保のため、県と緊密な情報交換を行うものとする。

ウ 防災業務関係者の被ばく管理については、原子力規制委員会が原子力災害対策指針で示した以下の指標をもとに、各関係機関独自で行うものとする。

(ア) 災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量は、実効線量で50mSvを上限とする。

(イ) 防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する者（人命救助等）の場合は、実効線量で100mSvを上限とする。

また、作業内容に応じ、必要があれば、目の水晶体については等価線量で300mSv、皮膚については等価線量で1Svをあわせて上限として用いる。

なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮が必要である。

第4節 屋内退避、避難等の防護措置

1 避難対象区域

避難対象区域は国の指示により特定され、本県においては、原子力災害の事態の進展に応じ、県が市と調整を行ったうえで、避難対象区域を設定し避難の指示等が行われる。

なお、市が避難の指示を行えない場合には、避難計画に基づき、県が原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第60条第5項に基づく避難の指示の代行を行うものとする。

避難等の実施にあたっての留意点は、以下のとおり。

・UPZ区域内については、EAL（緊急時活動レベル：Emergency Action Level）に基づき、内閣総理大臣が緊急事態宣言を発出した段階で屋内退避を行うとともに、OILに基づき、緊急時モニタリングの結果等を踏まえ、避難等を行う。

・UPZ区域外についても、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて屋内退避を行うとともに、OILに基づき、避難等を行う。

(1) 警戒事態発生時

県は、国の指示又は避難対象市と協議のうえ、必要に応じ、UPZ区域内の離島等（松浦市・平戸市の一部）における施設敷地緊急事態要避難者の避難の準備を行う。

(2) 施設敷地緊急事態発生時

県は、国の指示又は独自の判断により、UPZ区域内の離島等における避難の準備を行うとともに、同区域の施設敷地緊急事態要避難者の避難指示等について、避難対象市（松浦市・平戸市）に連絡又は指示を行う。

また、UPZ区域内の屋内退避の準備を行う。

市は、UPZ区域内の屋内退避の準備（避難先及び避難手段の確保等）を行う。

(3) 緊急事態宣言発出時

県は、国の指示又は独自の判断により、UPZ区域内の離島等における避難及びその他UPZ区域内における屋内退避を行うこととし、避難対象市にその旨を伝達する。

また、必要に応じ、UPZ区域外においても屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

市は、UPZ区域内の住民に屋内退避を指示する。また、UPZ区域外の住民に対し屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起を行う。

事態の規模、時間的な推移に応じ、国・県から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、当該地域の住民等に対する屋内退避の指示又は避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

(4) OIL（運用上の介入レベル：Operational Intervention Level）に基づく避難等

市は、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示又は県の指示若しくは独自の判断に基づき、OILの基準値を超え、又は超えるおそれがあると認められる地域がある場合は、当該地域の住民に対し屋内退避の指示又は避難指示を行う等、必要な緊急事態応急対策を実施する。

2 避難先の選定

避難先は、原則として、事後の避難対象区域の拡大に備え、いずれの場合でも避難計画における30km圏外の避難所とする。

3 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

(1) 避難の指示等

ア 避難指示等の内容の伝達

市は、原子力緊急事態宣言が発出された場合における内閣総理大臣の指示に従い、県、県警察、消防機関及びその他防災機関と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者の屋内退避、避難誘導その他防護活動を行うものとする。

イ 避難の指示等の内容の伝達等

(ア) テレビ、ラジオ等のほか、防災行政無線、広報車、ホームページ（インターネット）、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、CATV、緊急速報メールサービス等の多様な手段を利用して避難の指示等の内容の住民等への広報に努める。

また、町内会等、消防団、農協及び漁協等の関係機関、病院及び福祉施設並びに観光施設へ電話・FAX等を利用して避難の指示等の内容を連絡する。

なお、テレビ、ラジオ等による情報収集に努めること及び落ち着いて行動することを併せて広報する。

(イ) 避難の指示、屋内退避等の指示を行う場合には、消防機関や警察署その他の防災関係機関にその指示内容を伝達するとともに協力を要請し、避難及び屋内退避区域の住民等に対し、避難及び屋内退避の措置を講じる。

(ウ) 住民等の避難誘導等にあたっては、市は、関係機関と協力し、避難所や避難退域時検査等の場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報その他の住民の避難に資する情報の提供に努める。

(2) 避難の実施

ア 避難経路

避難は、避難計画において定めた経路及び手段により行うものとするが、放射性物質が放出されている状況の場合には、県からの助言も受けて当日の風向、風速等を考慮しながら、必要に応じてあらかじめ定めた経路とは異なる経路による避難を行うものとする。

イ 要配慮者への配慮

(ア) 市は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮するものとする。

(イ) 在宅の避難行動要支援者について、市は、「避難支援計画」に基づき、町内会、自主防災組織等の支援も受けて避難誘導を行うものとする。

(ウ) 病院、福祉施設等における入院・入所者については、各施設が策定する避難計画に基づき避難を行うとともに、搬送先の確保については、県外医療機関等を含めて県及び市で対応するものとする。ただし、避難が困難な場合には、防災関係機関等の支援を求め避難を行うものとする。さらに、避難に関して必要があると認める場合は、自衛隊へ災害派遣要請を行うものとする。

(3) 避難所の設置

ア 市は、避難所に職員を派遣し、市災害対策本部及び避難住民との連絡調整に当たらせる。

イ 市は、避難所開設の際には入口受付にて避難住民の避難状況を把握する。

ウ 市は、避難所における生活環境が、男女双方及び性的少数者の視点に配慮し、常に良好なものであるように努める。また、要配慮者の避難所での健康状態の把握等に努めるとともに、情報の提供、生活環境についても十分配慮する。

エ 市は、他市からの住民を避難所で受け入れる場合には、関係する当該市の職員と連携して、前記ア～ウまでの対応及び避難者の誘導等の必要な対応を行うものとする。

オ 市は、避難所を設置した場合、防災行政無線、ホームページ（インターネット）等を利用して、避難所開設情報及び不要不急の車両の運転を控える旨等の協力依頼を広

報するものとする。

(4) 避難状況の確認

市は、避難指示等を行った場合は、避難所における確認等により住民等の避難状況を確認する。

県は、市と連携し、避難者に係る情報の早期把握に努め、国の原子力災害現地対策本部等へ報告する。

市及び県は、避難状況の確実な把握のため、住民等に対し指定した避難所以外に避難した場合等に市災害対策本部に居場所と連絡先を連絡することについて周知を図る。

なお、避難は努めて放射性物質の放出前に完了することを目指す。

(5) 体調管理

避難所における被災者は、生活環境の激変に伴い、心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いため、市は、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

特に、要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するとともに、保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(6) 避難長期化への配慮

市は、県の協力のもと、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

また、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

なお、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、避難者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに国及び県と協議のうえ建設する。

[避難等に関するO I L]

	基準の種類	基準の概要初期設定値	初期設定値 ※1	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率) ※2	数時間を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難なものの一時的屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線： 40,000cpm※3 (皮膚から数cm での検出器の計数率) β 線： 13,000cpm※4 【1ヶ月後の値】(皮膚から	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。

			数cm での検出器の計数率)	
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準 ※5	20 μ Sv/h (地上1m で計測した場合の空間放射線量率) ※2	1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。 ※5

※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOIL の初期設定値は改定される

※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

OIL1については、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm² の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm² 相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。

※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm² 相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。

※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

(7) 犬・猫等の愛玩動物の保護対策

市は、動物愛護及び管理の観点から獣医師会等関係団体及びボランティア等と協力し、飼い主と離れ、あるいは負傷した犬・猫等の愛玩動物の保護や飼育に関して以下のような対策を行うものとする。

ア 愛玩動物との同行避難に対応するために、避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮したペットスペースの確保に努める。

イ 管内の被災状況を把握し、必要な物資等に関する情報を収集する。

市は、県とも協力して避難所における衛生面や他の避難者への影響に配慮して、愛玩動物を適正に収容し飼育できる施設を確保するように努めるものとする。

4 警戒区域の設定、避難の指示の実効を上げるための措置

(1) 警戒区域の設定等

市は、警戒区域もしくは避難を指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう、現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(2) 避難先での被ばくを避けるための措置

市は、県と連携し、避難指示が行われた区域の住民が避難する避難所のモニタリングを実施する。

5 飲食物、生活必需品等の供給

市は、避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等が必要な場合、県に対して速やかに調達の要請を行うものとする。

第5節 避難退域時検査の実施

1 避難退域時検査等の指示

国の原子力災害対策本部は、原子力災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び除染措置を実施するよう地方公共団体に指示する。

県は、市及び原子力事業者と連携し、国の協力を得ながら、指定公共機関の支援のもと、住民等が UPZ 区域外へ避難した後に、住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び検査結果に応じた簡易除染等を行う。

2 検査等の実施

(1) 車両の検査

市は県等と連携し、車両の検査場所において、国の避難退域時検査及び簡易除染マニュアルに基づく検査を行い、0IL4 を超える車両に対する簡易除染等の処置を行う。

(2) 避難者の検査

放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際には、県は、関係機関の協力を得て、主な避難所に救護所を設置（公的施設に設置）する。

県は救護所で、0IL4 を超える避難者の把握、汚染の程度に応じた脱衣や拭き取り等の簡易除染等の処置や医療機関への搬送の決定、避難者に対する放射線被ばくによる健康被害についての説明や健康相談等に対応する。

市は、県が設置する救護所の運営に協力する。

また、原子力事業者の全電源喪失等による緊急避難を必要とする場合においても上記に準じて対応する。

①県の医療救護班等は、必要に応じて医療機関から派遣された医療関係者等からなる原子力災害医療派遣チームの指導を受けるとともに、必要に応じ治療を行う。

②県の健康管理班は、住民等の汚染検査、除染等を行うとともに、コンクリート屋内退避所、避難所における住民等の健康管理を行う。

第6節 緊急時モニタリングへの協力

市は、国の統括の下設置される緊急時モニタリングセンターが実施する緊急時モニタリングに協力する。

第7節 飲料水及び飲食物の摂取制限等

県は、OILの基準値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、避難対象市及びその他市町に飲料水、飲食物の摂取制限、地域生産物の採取及び出荷制限を指示する。

1 飲料水及び飲食物の摂取制限

市は、県から汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとるよう指示を受けた場合、措置の内容について住民への周知徹底及び注意喚起に努めるとともに、必要に応じて市地域防災計画に基づいて、住民への応急給水措置等を講じるものとする。

[飲食物摂取制限に関するOIL]※1

基準の種類	基準の概要	初期設定値 ※2	防護措置の概要
飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6 による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 μ Sv/h※3 (地上1mで計測した場合の空間放射線量率) ※4	数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	(別表を参照)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。

[別表]

核種	飲料水、牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、その他
放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※5
放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg

※1 IAEA では、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射

性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるOIL3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

- ※2 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※3 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※4 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※5 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

2 農林水産物の採取及び出荷制限等

市は、県から農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、捕獲の禁止、出荷制限、家畜の移動又は移動制限、肥料・土壌改良資材・培土の使用・生産・流通自粛、飼料の使用・流通自粛等必要な措置をとるよう指示を受けた場合、必要な措置を講じるものとする。

また、上記の措置の内容について、住民への周知徹底及び注意喚起に努めるものとする。

3 応援給水の要請

市は、応急給水のために支援が必要な場合は、県に対して応援給水の要請を行うものとする。

第8節 緊急輸送活動

1 緊急輸送活動

(1) 緊急輸送の順位

市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県、県警察及び防災関係機関と調整するものとする。

第1順位：人命救助、救助活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループメンバーの輸送

第2順位：避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家及び資機材の輸送

第3順位：災害応急対策を実施するための要員及び資機材の輸送

第4順位：住民の生活を確保するために必要な物資の輸送

第5順位：その他災害応急対策のために必要な輸送

(2) 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員及び資機材

イ 負傷者、避難者等

ウ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

エ その他緊急に輸送を必要とするもの

(3) 緊急輸送体制の確立

ア 緊急輸送活動の実施

市は、県、県警察及び防災関係機関と連携し、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。

イ 輸送手段の確保

市は、必要な輸送手段を確保できない場合は、県に対してその調達又は斡旋を要請するものとする。

第9節 救助・救急及び医療活動

1 救助及び救急活動

(1) 初動活動等必要な措置

消防機関は、事故の状況に応じて、職員の安全確保を図りながら、救助すべき者の把握に努め、その他防災関係機関と協力して、人命救助等必要な措置を実施するものとする。

また、傷病者が発生した場合は、迅速に医療機関に搬送するものとする。

(2) 消防庁への応援要請

消防機関は、救助・救急活動について、災害の状況等から必要と認められる場合は、県を通じて消防庁、県内他消防本部（局）への応援を要請するものとする。

2 被ばく医療体制等

(1) 現地医療対策班の設置及び運営への協力等

住民が被ばく又は汚染の恐れがあるときには、県が、県現地災害対策本部に現地医療対策班を設置し、必要に応じて、住民等に対し放射性物質の汚染の把握、避難退域時検査及び原子力災害医療措置を講ずることになっており、市は、現地医療対策班の設置・運営が円滑に図られるよう協力する。

なお、市の具体的な活動要領は、県緊急被ばく医療マニュアルに定めるところによる。

(2) 医療従事者の派遣要請

県及び市は、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関のほか、必要と認められる場合は、県企業団病院をはじめ地域の基幹医療機関及び医師会、薬剤師会、看護協会、放射線技師会等に対し、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

3 救護所の設置及び汚染検査等への協力

市は、県が行う次の救護所活動（原子力災害医療）が円滑に行われるよう、主な避難所に救護所を設置するとともに、その活動に協力するものとする。

(1) 放射性物質が放出されている状況下で、緊急避難を必要とする場合において相当程度の被ばくが想定される際に、スクリーニングレベル（緊急防護措置O I L 4）を超える避難住民等の把握を行うこと。

(2) 汚染の程度に応じて、脱衣や拭き取り等の簡易除染等の処置や医療機関への搬送の決定

を行うこと。

- (3) 避難住民等に対し、放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、住民からの健康相談に対応すること。

なお、原子力事業所の全電源喪失等による緊急避難を必要とする場合においても上記に準じて対応する。

4 安定ヨウ素剤の配布・服用指示

緊急時における住民等への安定ヨウ素剤の配布・服用については、原則として、原子力規制委員会がその必要性を判断し、国の原子力災害対策本部又は県が指示する。

市は、その指示に従い、住民等に対し安定ヨウ素剤を配布のうえ、服用を指示するものとする。

5 原子力災害医療の実施

佐世保市総合医療センター及び長崎労災病院は、原子力災害医療協力機関として、救護所から搬送される被ばく患者や受診を希望する住民の初期診療を行い、必要に応じて拭き取り等の簡単な除染を行うものとする。

また、原子力災害拠点病院への搬送が必要な場合には、県と連携して搬送に関する手配を行うものとする。

※長崎県の原子力災害医療体制

名 称	登録機関
原子力災害医療・総合支援センター	国立大学法人 長崎大学病院
高度被ばく医療支援センター	
原子力災害拠点病院	独立行政法人 国立病院機構 長崎医療センター
原子力災害医療協力機関	佐世保市総合医療センター、長崎労災病院、松 松浦中央病院、平戸市民病院、長崎県壱岐病 院、長崎川棚医療センター、日本赤十字社長崎 原爆病院

第10節 住民等への的確な情報伝達活動

1 住民等への情報伝達活動

(1) 住民等への広報

市は、住民等へ危険回避のための情報を含め、的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達するため、防災行政無線、広報車及びホームページ（インターネット）等のあらゆる手段を用いて情報提供活動を実施するものとする。

また、町内会等、消防団、農協及び漁協等の関係団体、病院、福祉施設及び観光施設へ電話・FAX等を利用して事故の状況を連絡するものとする。

(2) 実施方法

住民等への情報提供にあたっては、次のことに配慮するものとする。

ア 情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

イ 利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報する。

ウ 各防災関係機関と相互に連携し、情報の一元化を図る。

(3) 広報する情報の内容

ア 特定事象発生時

事故の状況及び落ち着いて行動するよう呼びかけ

イ 緊急事態宣言発出まで・緊急事態宣言発出時

アに加えてモニタリング情報

ウ 緊急事態宣言発出後

ア及びイに加えて被害状況・避難等の状況・医療情報

(4) 要配慮者への配慮等

市は、避難対象住民のニーズを十分把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、県が講じている施策に関する情報、交通規制等対象地域等の住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、民心の安定及び要配慮者に配慮した伝達を行うものとする。

(5) 広報内容の確認

市は、原子力災害合同対策協議会の場合を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行うものとする。

その際、その内容について県の原子力災害対策本部、原子力現地災害対策本部、指定行政機関、公共機関、関係地方公共団体及び原子力事業者と相互に連絡をとりあうものとする。

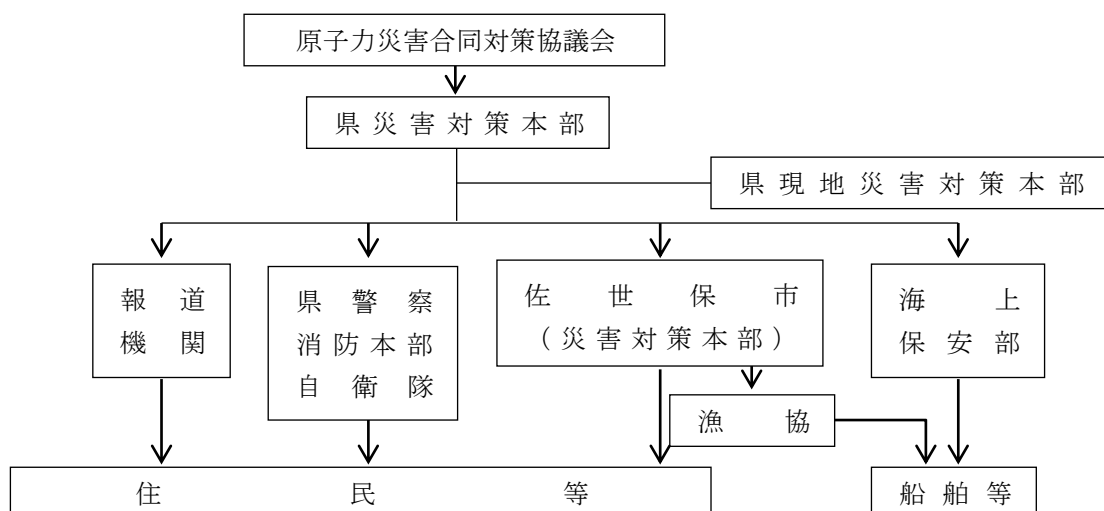
(6) 多様な情報伝達手段の活用

市は、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

2 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、住民等からの問い合わせに速やかに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を確立するものとする。

[住民等に対する指示伝達系統図]



第 1 1 節 文教対策計画

学校等は、原子力災害における生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の復旧、応急教育の円滑な実施を図り、学校教育の早期回復に努めるものとする。

1 生徒等の安全確保措置

(1) 臨時休業等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休業等の措置を行うものとする。

(2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、危険区域の把握を行ったうえで、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行うものとする。

(3) 屋外活動制限等の措置

学校等は、原子力災害の発生に伴い必要となった場合は、校庭、園庭等での屋外活動制限等の措置を講じるものとする。

2 学校施設の応急復旧

(1) 被害状況の把握、連絡

公立の学校等は、原子力災害発生後、県及び市に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼するものとする。

公立の学校等は、その調査結果を市に対し連絡し、市は県に対し速やかにその内容を連絡するものとする。

他の私立の学校等も同様に学校施設の汚染状況を調査し、市に対し連絡するものとする。

(2) 応急復旧

市は、県と連携して公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合及び汚染の拡大が予測される場合は、早急に、関係機関と連携し、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努めるものとする。

また、他の私立の学校等に対しても同様の措置を依頼するものとする。

3 応急教育の実施

市及び学校の設置者等は、原子力災害により学校施設が被災した場合又は避難所として被災者が避難してきた場合にも、次により応急教育を実施するものとする。

避難者を収容している場合においても、できるだけ早く授業再開ができるよう努めるものとする。

(1) 応急教育の実施場所

第 1 順位：地域内の小・中学校及び高等学校

第 2 順位：地域内の幼稚園、地区コミュニティセンター、集会場等の公共施設

第 3 順位：地域外の学校又は地区コミュニティセンター等の公共施設

第 4 順位：応急仮校舎の建設

(2) 応急教育の方法

ア 生徒等、保護者、教職員、学校施設等（設備を含む）及び通学路の被害状況を把握する。

イ 教職員を動員し、授業再開に努める。

ウ 応急教育の開始時期及び方法を、生徒等及び保護者に周知徹底する。

エ 生徒等を一度に受け入れることができない場合は、二部授業又は他の施設を利用した分散授業の実施に努める。

オ 生徒等の在校時及び登下校時の安全の確保に努める。

(3) 教職員の確保

市及び学校の設置者等は、原子力災害による教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障がある場合は、学校間の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任用等により教職員の確保に努める。

(4) 学用品の調達

被災のため補給を要する教科書、教科書以外の学用品等については、県に対して必要数の調達を依頼する。

(5) 給食

学校等は、学校給食用物資の補給に支障がある場合、県及び市と連携し、必要な措置を講じる。

学校給食施設を避難者炊き出し用に利用する要請があった場合は、調整を円滑に行い、施設の提供に努める。

(6) 保健衛生の確保と児童生徒の健康管理

学校は、県及び市と連携し、必要に応じ、学校施設内外の清掃、飲料水の管理、感染症の予防措置等を講じる。

また、必要に応じ、被災児童、生徒等に対し、健康相談を実施し、健康の状態の把握に努める。

4 避難所となる場合の対応

公立の学校等は、市から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、避難所の開設や運営を支援する。

収容場所の開設順序としては、[体育館 ⇒ 特別教室 ⇒ 普通教室]の順序で収容を行う。

避難所を開設した場合は、速やかに開設・収容等の状況を、市、市教育委員会又は県教育委員会へ報告する。

第12節 自発的支援の受け入れ等

市は、大規模な災害発生報道により、国内・国外から多くの善意の支援申し入れが寄せられた場合、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受け入れ

市は、県及び関係団体と相互に協力し、ボランティアに対するニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等の受け入れ体制確保に努めるものとする。

2 義援物資、義援金の受け入れ

市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、義援物資について受け入れを希望する物及び

受け入れを希望しない物を把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて公表するものとする。

また、義援金については、県と協議のうえ使途、配分方法等を定めるものとする。

第 13 節 行政機関の業務に係る措置

- 1 市は、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。
- 2 市は、業務継続計画に基づき、速やかに業務の再開、継続を図ることとする。また、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において実施することとする。

4 章 災害復旧対策

第 1 節 基本方針

第 2 節 緊急事態解除宣言後の対応

第 3 節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

第 4 節 現地事故対策連絡会議への職員派遣

第 5 節 放射性物質による汚染の除去等

第 6 節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第 7 節 災害地域住民に係る記録等の作成

第 8 節 被災者の生活再建等の支援

第 9 節 風評被害等の影響の軽減

第 10 節 被災中小企業等に対する支援

第 11 節 心身の健康相談体制の整備

第 12 節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

第4章 災害復旧対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害復旧対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害時後対策や被災者の生活支援を実施する。

第3節 原子力災害時後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、避難指示等を行った場合、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害時後対策を実施すべき区域を設定する。

第4節 現地事故対策連絡会議への職員派遣

原災法第21条の規定に基づく国の原子力災害対策本部の廃止により、国の原子力災害現地対策本部が廃止された場合において、防災関係機関等の災害復旧対策の体制、役割分担の明確化、講ずべき災害復旧対策の内容の確認等を目的とし、国、県、避難対象市、原子力事業者及び国の専門家で構成する現地事故対策連絡会議がオフサイトセンターで開催される場合、市は職員を派遣するものとする。

また、当該連絡会議に派遣された職員は、関連情報の集約、整理及び国が行う事務に協力する。

第5節 放射性物質による汚染の除去等

市は、国、県、原子力事業者及びその他の防災関係機関とともに、放射性物質に汚染された物質の除去及び除染作業に努めるものとする。

除染作業は、土壌、工作物、道路、河川、湖沼、海岸域、港湾、農用地、森林等の対象の中から、人の健康の保護の観点から必要である地域を優先的に実施する。

また、乳幼児等が放射線の影響を受けやすいとされていることに鑑み、学校・幼稚園・保育所・公園等、子どもの生活圏を優先して除染するなど、妊産婦、子ども等に十分配慮する。

除染等に必要な防災資機材については、原子力事業者からの貸与を受けるとともに、県とも連携して原子力防災要員を派遣要請するものとする。

市は、避難のための立ち退きの指示があった地域以外に関する除染にあたっては、国が策定した「除染関係ガイドライン（第2版）（平成25年5月 環境省）」を参考とし、県や原子力事業者とも連携のうえ実施する。

なお、避難のための立ち退きの指示があった地域に関する除染については、国等の関係機関の指示に基づいて対応する。

第6節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

市は、緊急事態解除宣言後、県が公表する環境放射線モニタリング結果について、速やかに住民に対して公表するものとする。

第7節 災害地域住民に係る記録等の作成

1 災害地域住民の記録

市は、県と協力して避難及び屋内退避の措置をとった住民等に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記録するものとする。

2 影響調査の実施

市は、必要に応じ、庁舎等に相談窓口を設置し、住民が受けた影響について調査するものとする。

3 災害対策措置状況の記録

市は、県と連携して被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

第8節 被災者の生活再建等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援に努めるものとする。

第9節 風評被害等の影響の軽減

市は、国及び県と連携して、原子力災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進のための広報活動を行うものとする。

第10節 被災中小企業等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ農林水産業者又は農林水産業者が組織する団体に対し、復旧に必要な資金の融資計画の促進を図るものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、相談窓口を設置するものとする。

第11節 心身の健康相談体制の整備

市は、国及び県と連携し、対象地域の居住者等に対する心身の健康の相談に応じるための体制を整備するものとする。

第12節 放射性物質の付着した廃棄物の処理

市は、国の主導のもとで実施される放射性物質の付着した廃棄物の処理について、収集、運搬、一時的な保管等、必要な協力を行うとともに、摂取制限や出荷制限等の対象となった飲食

物や農林畜水産物等、除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物等の適切な処理について、住民等へ周知徹底するものとする。

放射性物質の付着した廃棄物の収集、運搬、保管に当たっては、飛散流出防止の措置、モニタリングの実施、放射性物質の付着した廃棄物の量、運搬先等の記録、周辺住民の健康の保護及び生活環境の保全への配慮に関し必要な措置をとる。

市は、県と連携し、一時的な保管に必要な場所の確保に係る協力を行うとともに、国に対し放射性物質の付着した廃棄物を一時的な保管場所から搬送して処理を行う施設を確保するよう要請するものとする。

第5章 複合災害対策

第1節 活動体制

第2節 住民への情報提供、相談体制

第3節 避難等

第4節 防災設備・機材の損壊等の対応

第5章 複合災害対策

本章は、東日本大震災を踏まえ、原子力災害と自然災害が同時期に発生し、そのいずれもが災害対策本部設置基準に該当した場合（以下「複合災害」という。）を想定したものである。

本章においては、応急対策に当たるうえでの体制及び留意点を整理する。

第1節 活動体制

市は、地域防災計画やその他マニュアル等において、あらかじめ複合災害時における災害対策本部等の設置基準、配備体制、職員の参集基準及びその際の基本的な事項を定めるものとする。

また、地震・津波等による大規模な自然災害との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、県及び原子力事業者との連携を図る。

第2節 住民への情報提供、相談体制

市は、自然災害により広報が伝わりにくくなることが想定されるときは、住民等の不安解消や混乱の防止のため、被災の状況等についてあらゆる媒体を活用して広報に努めるものとする。

第3節 避難等

市は、県と連携し、道路の寸断や障害物による道路幅の減少等が想定又は確認できるときは、各道路管理者と協力し、代替避難路を速やかに確保したうえで、あらかじめ定めた避難計画に関わらず、代替となる安全な避難経路や避難施設において避難等の防護対策を行うものとする。

その際、市は、自然災害による家屋の倒壊等の危険性が想定されるときは、避難誘導その他の防護対策にあたり十分留意する。また、家屋の倒壊等により、屋内退避が実施できない場合は、屋内退避実施可能な近隣避難所へ退避する旨の情報伝達を県に行うものとする。

複合災害時には、単独災害の場合に比べ、防護対策に関する意思決定を、情報と人的資源が不足した状況であっても遅滞なく行う必要があることから、予防的措置としての避難等を初期段階で検討する。

第4節 防災設備・機材の損壊等の対応

市は、県と連携し、緊急時モニタリング、医療、救助・救急及び消火活動について、自然災害より、必要な要員又は資機材の不足が生じた場合又は生じる恐れがある場合、県内市町をはじめとした関係団体等との相互協力により、体制確保を図るものとする。

佐世保市地域防災計画

原子力艦の原子力災害対策編

原子力艦の災害対策編目次

第1章 総則	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 原子力防災対策の特殊性	3
第4節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲	3
第5節 市の事務又は業務	4
第6節 防災関係機関の事務又は業務	5
第2章 災害事前計画	9
第1節 災害情報の収集・連絡体制の整備	9
第2節 活動体制の整備	9
第3節 安定ヨウ素剤の確保等	9
第4節 救助・救急体制の整備	9
第5節 医療体制の整備	9
第6節 市民等への情報伝達体制の整備	9
第7節 防災訓練の実施	10
第8節 市民への原子力防災に関する知識の普及と啓発	10
第9節 防災業務関係者の原子力防災に関する研修	10
第3章 災害応急計画	13
第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保	13
第2節 活動体制の確立	17
第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動	20
第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持	22
第5節 緊急輸送のための交通の確保	22
第6節 救助・救急及び医療活動	22
第7節 市民等への的確な情報伝達活動	23
第4章 災害復旧計画	27
第1節 各種制限措置の解除	27
第2節 災害対策本部の解散	27
第3節 損害賠償	27
資 料 原子力艦の原子力災害対策の基本的な流れ	31
防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲	32
応急対応範囲	34

第 1 章 総 則

第 1 節 計画の目的

第 2 節 計画の性格

第 3 節 計画の周知徹底

第 4 節 原子力災害対策を重点的に充実すべき地域の範囲等

第 5 節 計画の基礎とするべき災害の想定

第 6 節 市の事務又は業務

第 7 節 防災関係機関の事務又は業務

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、本市に寄港する米原子力艦による原子力災害（以下「原子力艦の原子力災害」という。）に関し、事前、応急及び復旧のための諸施策（原子力艦本体及び米国政府の管理下にある区域での施策を除く。）を定め、これを総合的かつ計画的に推進することによって、本市防災体制の確立を図り、市民等の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、「佐世保市地域防災計画（原子力艦の原子力災害対策編）」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「佐世保市地域防災計画（基本計画編）」によるものとする。
- 2 この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

第3節 原子力防災対策の特殊性

原子力防災対策の特殊性として、次のことが挙げられる。

- 1 原子力災害が発生した場合には被ばくや汚染により復旧・復興作業が極めて困難となることから、原子力災害そのものの発生又は拡大の防止が極めて重要であること。
- 2 放射線測定器を用いることにより放射性物質又は放射線の存在は検知できるが、その影響をすぐに五感で感じるができないこと。
- 3 平時から放射線についての基本的な知識と理解を必要とすること。
- 4 原子力に関する専門的知識を有する機関の役割、当該機関による指示、助言等が極めて重要であること。
- 5 放射線被ばくの影響は被ばくから長時間経過した後に現れる可能性があるので、住民等に対して、事故発生時から継続的に健康管理等を実施することが重要であること。

〔出典：原子力規制委員会 原子力災害対策指針〕

第4節 原子力防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲

原子力艦の設計又は運航に関する技術上の情報は、軍事情報のため、公開されておらず、原子力艦の原子力災害の定量的な想定は、困難である。

このため、本市としては、原子力規制委員会が定めた「原子力災害対策指針」の中で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておく区域（以下、「原子力災害対策重点区域」という）が原子炉施設（実用発電用原子炉施設は除く。）から半径約8～10キロメートルの距離を目安とすることが提案されていたことを参考として、原子力艦による原子力災害発生時において防災対策を充実すべき区域の範囲を原子力艦（原子力空母及び原子力潜水艦）が停泊する場所を中心とする半径約10キロメートル以内の市域とする。

第5節 市の事務又は業務

原子力艦の原子力災害に関する市の事務又は業務は次のとおりとする。

- 1 災害情報の収集・連絡体制の整備
- 2 活動体制の整備
- 3 安定ヨウ素剤の確保等
- 4 救助・救急体制の整備
- 5 医療体制の整備
- 6 情報伝達体制の整備
- 7 防災訓練の実施
- 8 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- 9 防災業務関係者の原子力防災に関する研修
- 10 国・長崎県(以下「県」という。)及び関係機関との連絡調整
- 11 災害状況の把握及び伝達
- 12 放射能水準調査・放射線モニタリングの支援
- 13 国への専門家の派遣要請
- 14 自衛隊への派遣要請(県への要請)
- 15 他の地方公共団体等への応援要請
- 16 原子力災害医療活動の実施
- 17 退避、避難のための指示等
- 18 飲料水、飲食物の摂取制限
- 19 汚染農水産物等の出荷制限等
- 20 災害復旧
- 21 各種制限措置の解除
- 22 相談窓口の設置
- 23 広報活動
- 24 その他災害対策に必要な措置

第6節 防災関係機関の事務又は業務

原子力艦の原子力災害に関し、県及び関係機関が処理すべき事務又は業務は、次のとおりとする。

機関名		事務又は業務
長崎県		1 原子力防災体制の整備 2 通信施設及び通信連絡体制の整備 3 環境条件の把握 4 原子力防災に関する知識の普及と啓発 5 教育及び訓練の実施 6 災害発生時における国、市等との連絡調整 7 災害状況の把握及び伝達 8 自衛隊の派遣要請 9 放射能水準調査・放射線モニタリングの支援 10 被ばく者の診断及び措置への協力 11 市長が行う市民等への飲料水、飲食物の摂取制限への協力 12 市長が行う市民等への汚染農水産物等の出荷制限への協力 13 災害復旧 14 相談窓口の設置 15 その他災害対策に必要な措置
自衛隊	海上自衛隊 佐世保地方総監部	1 モニタリングの支援 2 輸送支援の協力
	陸上自衛隊 第16普通科連隊	3 救助・救急活動の実施 4 被ばく患者の搬送支援
	航空自衛隊 西部航空方面隊	5 その他災害対策に必要な措置
原子力規制庁佐世保原子力艦モニタリングセンター		1 佐世保市への放射線量、モニタリング活動状況等の通報
九州防衛局		1 災害情報の伝達 2 損害賠償
長崎県警察		1 治安の確保 2 避難誘導の支援 3 交通規制及び輸送活動の確保 4 輸送支援 5 その他災害対策に必要な措置
佐世保海事事務所		1 海上輸送機関その他関係機関との連絡調整 2 海上における緊急輸送用船舶の斡旋、確保

長崎地方気象台	1 災害発生時における気象情報の発表及び伝達 2 災害発生時及びその後の防災機関の応急復旧活動等における、対象地域周辺の気象予報や防災上の留意事項等を記載した支援資料の提供
佐世保海上保安部	1 海上におけるモニタリングの支援 2 海上における治安の確保 3 海上における交通規制及び輸送活動の確保 4 海上における緊急輸送のための船舶の交通制限・禁止 5 海上における通航船舶に対する航行制限・航泊禁止等 6 海上における輸送支援 7 海上における救助・救急活動の実施 8 その他災害対策に必要な措置
佐世保国道維持出張所	災害時における道路（国直轄分）交通の安全確保
九州農政局	1 災害時の食料の供給指導、緊急引渡しの措置 2 汚染米の移動規制及び処理
N T T フィールドテクノ長崎設備部	災害時における通信の確保
九州電力株式会社佐世保営業所 九州電力送配電株式会社佐世保配電事業所	災害時における電力の確保
佐世保市医師会	災害時における医療救護等の実施
報道機関	1 災害情報の伝達 2 原子力防災知識の普及
九州旅客鉄道株式会社長崎支社	災害時における人員及び物資の緊急輸送の協力
日本通運株式会社佐世保支店	
西肥自動車株式会社	
佐世保自動車協会	
佐世保海運組合	
佐世保旅客船協会	

第2章 災害事前計画

第1節 災害情報の収集・連絡体制の整備

第2節 活動体制の整備

第3節 安定ヨウ素剤の確保等

第4節 救助・救急体制の整備

第5節 医療体制の整備

第6節 市民等への情報伝達体制の整備

第7節 防災訓練の実施

第8節 市民への原子力防災に関する知識の普及と啓発

第9節 防災業務関係者の原子力防災に関する研修

第2章 災害事前計画

本章は、原子力艦の原子力災害に対する必要な事前対策に関する事項を定める。

第1節 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、国、県及び関係機関との相互間における災害情報の収集・連絡が、迅速かつ的確に実施される体制の整備に努めるものとする。

第2節 活動体制の整備

- 1 市は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、放射能影響の早期把握、屋内退避・避難収容等の防護活動等が、迅速かつ円滑に実施される体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、放射能水準調査及び放射線モニタリングの支援に伴う応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の整備について努めるものとする。
- 3 市は、国及び県と協議し、専門家、自衛隊の派遣を要請するための手続き等を予め定めておくものとする。

また必要に応じ、他の地方公共団体等から装備、資機材、人員等の応援を求めるため、他の地方公共団体等と協議をし、応援協定の手続き等についても予め定めておくものとする。

第3節 安定ヨウ素剤の確保等

- 1 市は、必要な安定ヨウ素剤の確保に努めるものとする。
- 2 市は、国から安定ヨウ素剤の服用の実施に係る指導・助言があった場合、服用対象の避難者等に、迅速かつ円滑に配布することができるよう、予め必要な事項を定めておくものとする。

第4節 救助・救急体制の整備

市は、国・県及び関係機関と協議し、救助・救急活動が迅速かつ円滑に実施される体制の整備に努めるものとする。

第5節 医療体制の整備

- 1 市は、国・県及び関係機関と協議し、医療体制の整備に努めるものとする。
- 2 市は、救助・救急活動を迅速かつ円滑に実施するため、資機材及び消防車両の整備に努めるものとする。

第6節 市民等への情報伝達体制の整備

市は、原子力艦による原子力災害発生時において防災対策を充実すべき地域の範囲として原子力艦(原子力空母及び原子力潜水艦)が停泊する場所を中心とする半径約10キロメートル以内の市

域としている。

また、原子力災害の特殊性を考慮した場合、上記以外の市域の市民等に対しても情報を伝達する必要があることから、佐世保市域全域の市民等に対し、災害情報等を迅速かつ的確に伝達できるような設備及び体制の整備を図るものとする。

第7節 防災訓練の実施

市は、国、県及び関係機関と連携し、防災訓練を行うものとする。

第8節 市民への原子力防災に関する知識の普及と啓発

市は、市民に対し、原子力防災の特殊性に関する知識の普及と啓発のため、以下に掲げる事項等についての広報に努めるものとする。また、防災知識の普及と啓発に関しては、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の要配慮者に十分配慮するものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 3 緊急時に市及び国等が講じる対策の内容等に関すること
- 4 緊急時に市民がとるべき行動及び避難所での行動等に関すること
- 5 コンクリート屋内退避及び避難所に関すること
- 6 安定ヨウ素剤の効果・服用方法等に関すること

第9節 防災業務関係者の原子力防災に関する研修

市は、防災業務関係者に対し、防災業務関係者の安全確保と防災業務の円滑な実施を図るため、以下に掲げる事項等についての研修に努めるものとする。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 3 佐世保市原子力艦の原子力災害対策本部(以下、「災害対策本部」という。)の組織等に関すること
- 4 モニタリングの実施方法及び機器に関すること
- 5 原子力災害医療に関すること
- 6 その他原子力艦の原子力災害対策に関すること

第 3 章 災害応急計画

第 1 節 情報の収集・連絡及び通信の確保

第 2 節 活動体制の確立

第 3 節 屋内退避、避難収容等の防護活動

第 4 節 犯罪の予防等社会秩序の維持

第 5 節 緊急輸送のための交通の確保

第 6 節 救助・救急及び医療活動

第 7 節 市民等への的確な情報伝達活動

第3章 災害応急計画

本章は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合に対する必要な応急対策に関する事項を定める。

第1節 情報の収集・連絡及び通信の確保

1 災害情報の収集・連絡

(1) 災害情報等の連絡

市は、原子力艦の原子力災害に関する通報を外務省、防衛省九州防衛局、県又は原子力規制庁の現地放射能調査班から受ける。この場合、連絡を受けた事項について、必要に応じて関係指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2) 応急対策活動情報の連絡

ア 市は、県に対し、応急対策の活動状況・災害対策本部設置状況・応援の必要性等を連絡するものとする。

イ 市は、国に対し、応急対策の活動状況・災害対策本部設置状況等を連絡するものとする。

ウ 市は、関係指定地方公共機関との間において、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。

エ 市は、国及び関係機関（県・消防機関・県警察・海上保安部・自衛隊・医療機関等）と応急対策活動情報に関し、相互に緊密な情報交換を行うものとし、必要に応じ災害対策本部へ関係機関の職員の派遣を要請して情報共有及び活動調整を行うものとする。

(3) 米国政府との安全確保措置に関する協議の確認

国のマニュアルには、「内閣府（防災担当）（非常災害対策本部又は緊急災害対策本部が設置されている場合には、当該政府本部。）は、外務省を通じて米国政府との間で、原子力艦の移動の選択肢を含む住民の安全確保のために必要な措置について協議を開始する。」となっており、協議の状況について確認を行う。

国のマニュアルでは、原子力艦の原子力災害の発生の恐れがある場合又は原子力災害が発生した場合における通報及び連絡体制は次のように定められている。

(1) 米国政府からの通報

原子力艦の原子力災害の発生の恐れがある場合又は原子力災害が発生した場合、日本政府は米国政府からその状況に関して通報を受けるものとする。当該通報及び連絡は以下のとおりとする。

ア 外務省が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合

イ 地方防衛局が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合

ウ 関係地方公共団体が原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合

(2) (1) の通報の有無に関わらず、原子力規制委員会は常時、原子力艦の寄港地周辺のモニタリングを行っており、これによるモニタリング値が原子力艦に係る異常発生を関係機関に通報する基準（以下「通報基準」という）に達した場合には、関係機関への連絡を速やかに行う。

(3) (1) 又は (2) の通報の有無に関わらず、原子力艦の寄港県において震度 6 弱以上の地震の発生又は当該県沿岸において大津波警報の発表があった場合には、内閣府（防災担当）は直ちに外務省を通じて、米国政府から原子力艦の状況について情報収集を行う。

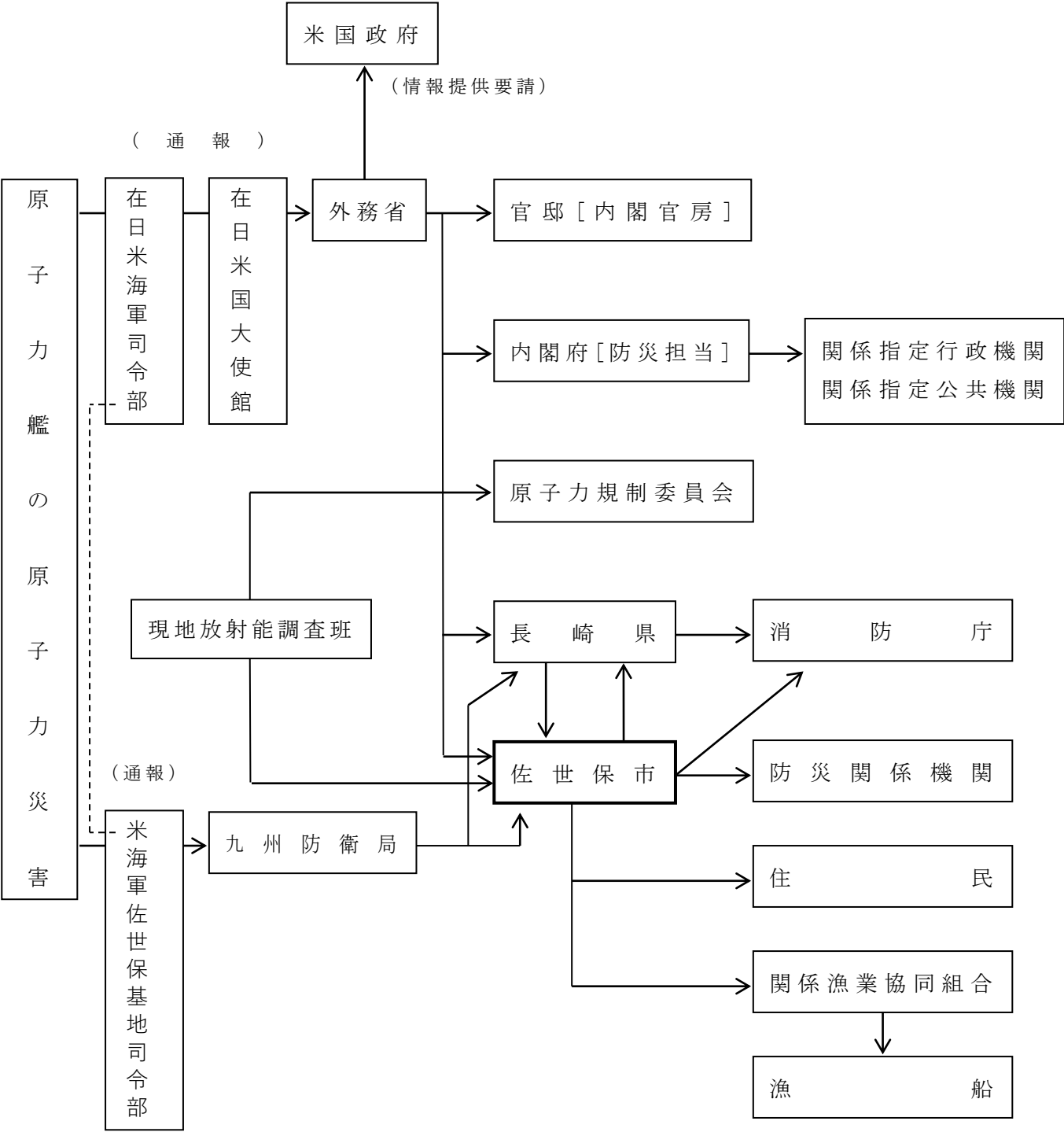
通報基準

敷地境界付近の放射線量率として、1 時間あたり 5 マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、* 落雷等による検出は除く）
* 落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

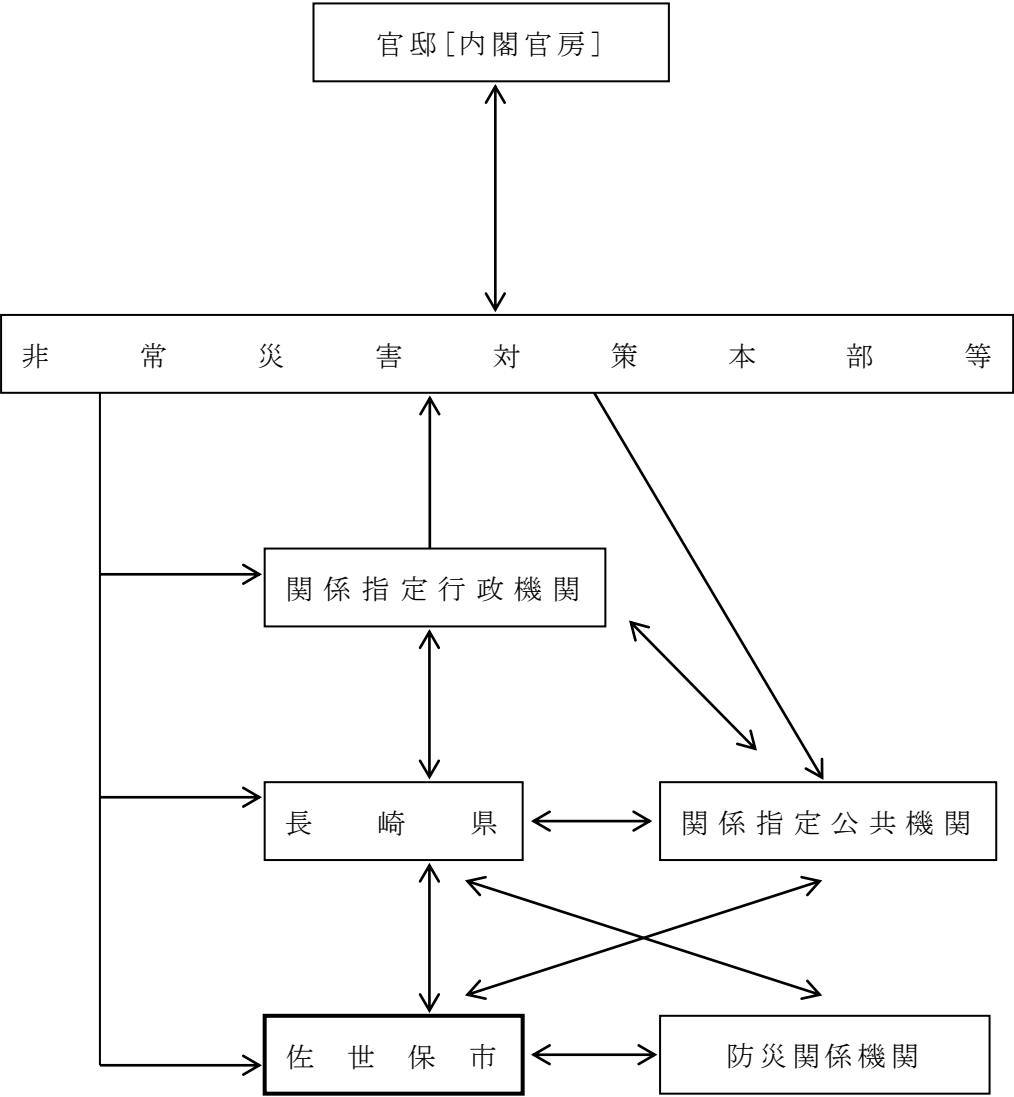
2 通信手段の確保

- (1) 市は、緊急時には、直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- (2) 市は、電気通信事業者に対し、災害時優先電話等の緊急時における防災関係機関の重要通信の確保について優先的に行うよう依頼するものとする。

災害情報の収集・連絡体制図



応急対策活動情報の連絡体制図



第2節 活動体制の確立

1 災害対策本部の設置

市は、原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合、必要に応じ、直ちに、市長を本部長、副市長を副本部長とする災害対策本部を設置し、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

なお、市長に事故があるとき、又欠けたときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第152条を適用し、職務代理者がその職務を代理する。

2 関係機関との緊密な連携の確保

災害対策本部は、国、県及び関係機関との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

3 放射能影響の早期把握のための活動

- (1) 災害対策本部は、国（原子力規制庁）の原子力艦の寄港する港湾等における放射能水準調査については、県とともに協力するものとする。
- (2) 災害対策本部は、国（原子力規制庁）の放射線モニタリングの実施については、県とともに協力するものとする。

4 専門家の派遣要請等

災害対策本部長は、必要に応じて国に対し、事態の把握のために専門知識を有する職員の派遣を要請するものとする。

なお、災害対策本部は、原子力規制委員会から派遣された職員及び放射線計測、放射線防護等の専門家が発災現場の情報の収集・分析等を行う場合、関係指定行政機関等とともに協力するものとする。

また、災害対策本部は、原子力規制委員会委員及び専門家に対し、市が行う応急対策について必要な技術的助言を求めるものとする。

5 自衛隊の派遣要請

災害対策本部長は、自衛隊の派遣が必要と認めるときは、県知事に対し派遣を要請するものとする。

6 他の地方公共団体等への応援要請

災害対策本部長は、必要に応じ、予め締結した協定に基づいて、他の地方公共団体等に装備、資機材、人員等の応援を要請するものとする。

7 防災業務関係者の安全確保

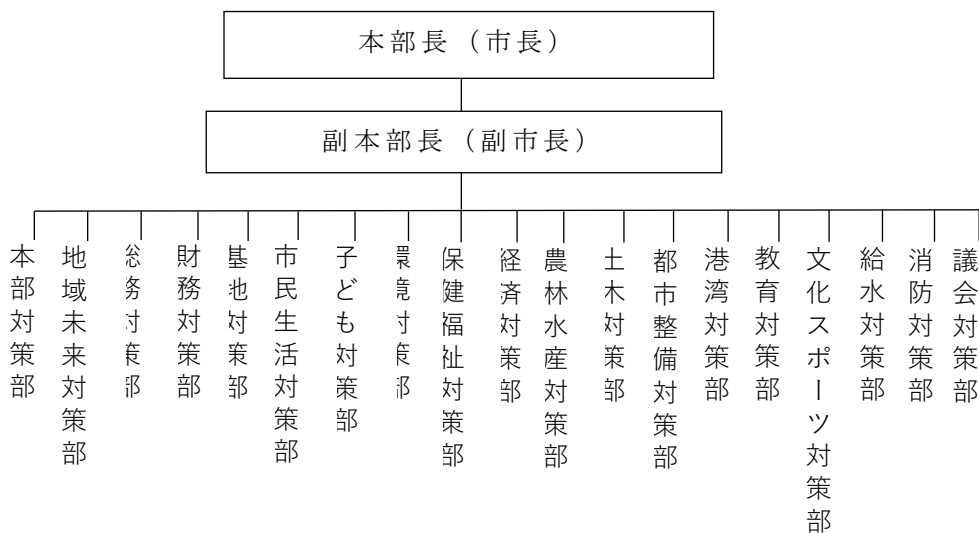
- (1) 災害対策本部は、防災業務関係者の被ばく防護については、原子力規制委員

会が定める指針の防護指標に基づき行うものとする。

- (2) 災害対策本部は、応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保に努めるものとする。
- (3) 災害対策本部は、国・県及び関係機関と応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

8 災害対策本部の組織及び事務分掌

- (1) 災害対策本部の組織図は次のとおりとする。



- (2) 災害対策本部長は、必要に応じて本部会議を招集し、対策等を協議するものとする。
- (3) 災害対策本部の分掌事務は、原則として「基本計画編 第3編 第1章 風水害等の一般災害応急対策計画 第1節 組織動員計画」の分掌事務を準用するものとし、原子力災害の特殊性によるものは次表のとおりとする。

佐世保市原子力艦の原子力災害対策本部 分掌事務

担 当 部	分 掌 事 務
防災危機管理局 (本部対策部)	1 国、県及び関係機関との情報の収集、連絡及び通信の確保に関すること。 2 国への専門家の派遣要請に関すること。
財務部 (財務対策部)	緊急輸送時に係わる公用車等の確保及び配車に関すること。
基地政策局 (基地対策部)	損害賠償に関する関係機関との連絡・調整に関すること。
市民生活部 (市民生活対策部)	1 避難集合場所における受付・誘導に関すること。 2 避難状況の把握に関すること。 3 市民等に対する相談窓口の開設に関すること。
環境部 (環境対策部)	放射能水準調査、放射線モニタリングに関すること。
保健福祉部 (保健福祉対策部)	1 原子力災害医療活動に関すること。 2 医療機関との連絡・調整に関すること。 3 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。 4 安定ヨウ素剤の準備、搬送、配布及び服用等の実施に関すること。 5 安定ヨウ素剤の服用時の指導に関すること。 6 市民等に対する医療相談窓口の開設に関すること。
経済部 (経済対策部)	1 商工業者に対する相談窓口の開設に関すること。 2 観光施設への広報に関すること。
農林水産部 (農林水産対策部)	1 農林水産業者に対する相談窓口の開設に関すること。 2 汚染農水産物の出荷制限等に関すること。
都市整備部 (都市整備対策部)	公園施設の特別使用に関すること。
港湾部 (港湾対策部)	港湾関係者への広報に関すること。
消防局 (消防対策部)	1 防災対策を充実すべき区域及び応急対応範囲の消防活動に関すること。 2 原子力災害の情報収集、伝達に関すること。 3 県広域消防相互応援及び緊急消防援助隊の応援に関すること。 4 防災対策を充実すべき区域及び応急対応範囲の避難誘導に関すること。 5 傷病者の救助及び救急活動の実施に関すること。 6 その他原子力災害の発生の防御及び拡大防止のための措置に関すること。

第3節 屋内退避、避難収容等の防護活動

1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

- (1) 災害対策本部長は、国の非常災害対策本部等の指示、モニタリングの結果や専門家の助言・指導に基づき又は独自の判断により、市民等に対して屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行うものとする。

避難のための立退きの指示等を行うに際しては、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針を参考に、以下に留意することとする。

- ・高齢者、障害者、乳幼児など避難の実施に時間がかかる要配慮者の避難については、より早期の準備開始や実施に留意する。
- ・病院や介護施設においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が高いコンクリート建屋への屋内退避が有効であることに留意する。

- (2) 屋内退避又は避難を実施するため判断基準（原子力艦緊急事態発生判断基準）及びその対応を実施する範囲（応急対応範囲）については、以下の基準等を目安とする。

原子力艦緊急事態発生判断基準

放射性物質が異常な水準で敷地境界外へ放出されたとして、応急対応範囲内において屋内退避若しくは避難を実施するための判断基準

敷地境界線付近の放射線量率として、1地点で10分以上1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出するか、あるいは2地点以上で1時間あたり5マイクロシーベルト以上を検出した場合（ただし、*落雷等による検出は除く）

* 落雷や放射線を用いた非破壊検査等原子力艦に起因しない事象

応急対応範囲

原子力艦による原子力災害が発生した場合、放出源情報等が十分に得られない状況下で、屋内退避若しくは避難を実施する範囲

	原子力空母	原子力潜水艦
避難を実施する範囲	概ね半径1km以内	概ね半径0.5km以内
屋内退避を実施する範囲	概ね半径1kmと3kmで囲まれる範囲	概ね半径0.5kmと1.2kmで囲まれる範囲

- (3) 災害対策本部は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、市民の避難状況を確認するものとする。

(4) 災害対策本部は、市民等の避難誘導に当たって、避難所の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

(5) 避難の指示の実効を上げるための措置

市が避難を指示した区域については、必要に応じ県は警戒区域を設定して、当該区域への立ち入りを制限するなど、指示の実効を上げるために必要な措置をとることに協力する。また、県警察は、関係市が避難を指示した区域から、円滑に住民の移動が行われるよう交通規制を行うものとする。

2 避難所

(1) 避難所の開設

災害対策本部は、必要に応じて避難所を開設し、市民等に周知徹底を図るとともに必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、当該施設の管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

(2) 避難所の運営管理

ア 災害対策本部は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この場合において、避難所における正確な情報の伝達、食糧・水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、清掃等については、避難者等の協力が得られるよう努めるものとする。

イ 災害対策本部は、避難所ごとに収容されている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

ウ 災害対策本部は、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

エ 災害対策本部は、原子力規制委員会が定める指針を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに、安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

3 安定ヨウ素剤の予防服用

災害対策本部は、国の非常災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用に際しての指導・助言又は服用指示があった場合、あるいは原子力災害対策指針を参考に、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、直ちに服用対象の避難者が安定ヨウ素剤を服用できるように、県と連携して、服用すべき時機の指示、その他必要な措置を講ずるものとする。

4 要配慮者への配慮

災害対策本部は、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者及び一時滞在

者に十分配慮し、避難所での健康状態の把握に努めるものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

5 飲食物の摂取制限等

災害対策本部は、原子力規制委員会が定める指針を踏まえた国の指導・助言及び指示に基づき、代替飲食物の供給等に配慮しつつ、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を実施するものとする。

第4節 犯罪の予防等社会秩序の維持

災害対策本部（消防機関、道路管理者）は、災害対策本部長が避難のための指示を行った区域については、警察機関、鉄道事業者及び海上保安部と協力し指示の実効をあげるために支援を行うものとする。

第5節 緊急輸送のための交通の確保

1 災害対策本部（道路管理者）は、その管理する道路について関係機関等からの情報により、道路機能の障害等の状況を迅速に把握するものとする。

2 災害対策本部（道路管理者）は交通規制に当たって、警察機関、海上保安部等と相互の連絡を密にし、他の機関へ交通の確保に必要な応援依頼等を行うものとする。

第6節 救助・救急及び医療活動

1 救助・救急活動

(1) 救助・救急活動

ア 災害対策本部は、救助・救急活動においては、防災業務関係者の安全確保を前提に、救助・救急活動に努めるほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の地方公共団体等に対して応援を要請するものとする。

イ 災害対策本部は、被ばく患者の処置を行った医療機関の求めに応じて、速やかに、放射性物質に係る情報の集約や管理を行い、市民、報道関係者等に的確に情報を提供するように努めるものとする。

(2) 資機材の調達等

ア 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。

イ 災害対策本部は、必要に応じ、他の地方公共団体又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

2 医療活動

(1) 原子力災害医療活動等

ア 市は、国及び県と連携のもと、救護所を設置し、原子力災害医療活動を実施するものとする。

イ 災害対策本部長は、国・県等に対し、管轄する医療機関、専門機関等の医師、看護師、診療放射線技師及び薬剤師等の現地医療機関等への派遣及び薬剤、医療機器等の提供を要請するものとする。

第7節 市民等への的確な情報伝達活動

1 市民等への情報伝達活動

- (1) 災害対策本部は、原子力災害の特殊性を鑑みて、市域全域の市民等に対し、国、県及び関係機関と協力し、市民等のニーズを十分に把握し、原子力災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、農水産物等の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等市民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民心の安定及び要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。
- (2) 災害対策本部は、情報伝達に当たっては、広報車等によるほか、放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用して、的確な情報提供に努めるものとする。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

災害対策本部は、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応する電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備する。また市民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行うものとする。

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節 各種制限措置の解除

第 2 節 災害対策本部の解散

第 3 節 損害賠償

第4章 災害復旧計画

本章は、原子力艦の原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認めた場合に対する、必要な復旧対策に関する事項を定める。

第1節 各種制限措置の解除

- 1 災害対策本部長は、国の指導・助言に基づき、市民等の屋内退避・避難の解除を行うものとする。
- 2 災害対策本部長は、国の指導・助言に基づき、汚染食料品の出荷規制、飲食物の摂取制限等を解除するものとする。

第2節 災害対策本部の解散

災害対策本部長は、国・県及び関係機関と連携し、応急対策を実施する必要がなくなったと認めた場合、災害対策本部を解散するものとする。

なお、災害対策本部長は、災害対策本部を解散した場合、直ちに市民等に広報するものとする。

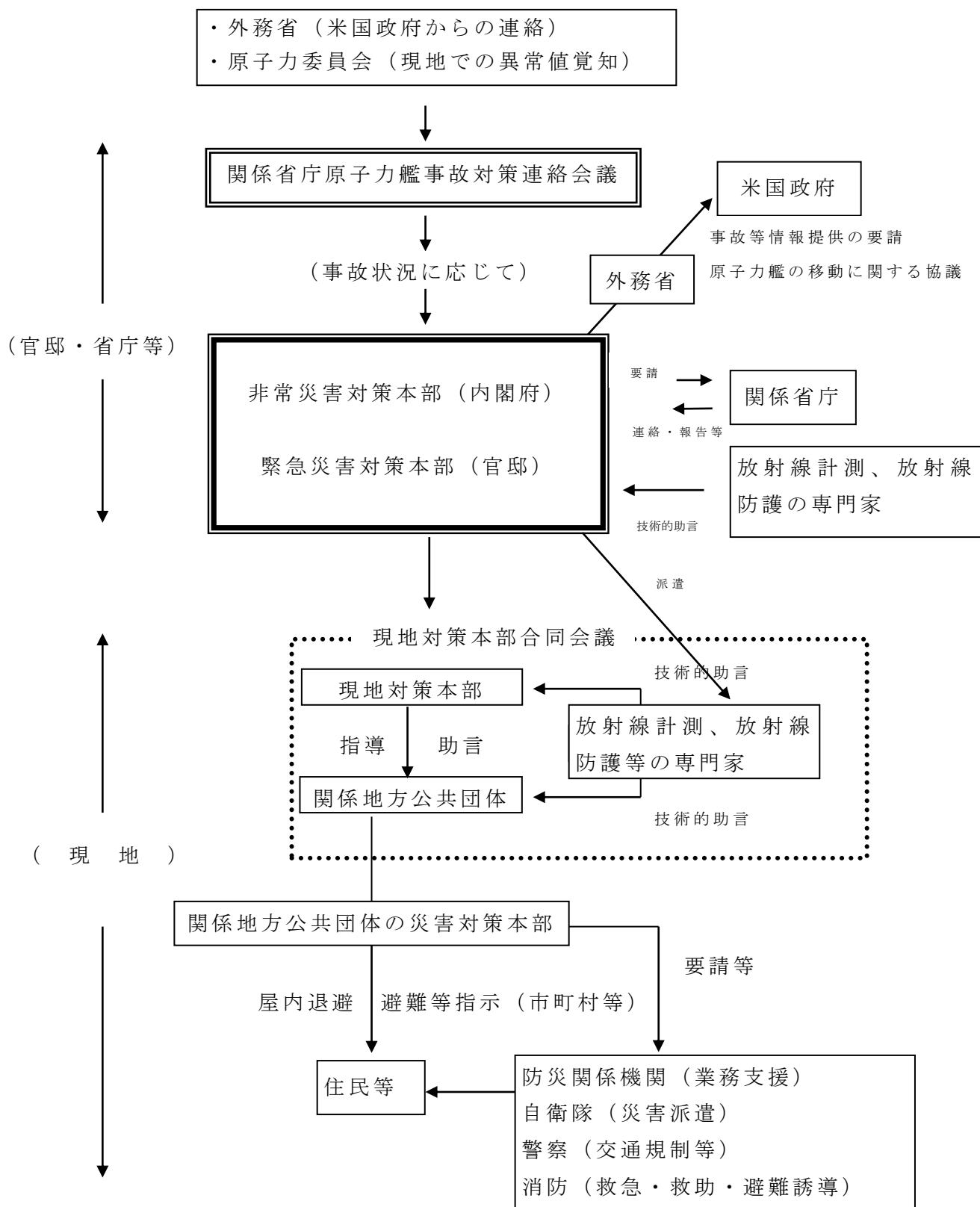
第3節 損害賠償

市は、原子力艦の原子力災害により被害が発生し、被害者から損害賠償の請求手続き等について相談があった場合、関係機関との連絡・調整を行うものとする。

資 料

- 1 原子力艦の原子力災害対策の基本的な流れ
- 2 防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲
- 3 応急対応範囲

1 原子力艦の原子力災害対策の基本的な流れ



2 防災対策を重点的に充実すべき区域の範囲

原子力災害対策重点区域の設定

(原子力災害対策指針より抜粋)

原子力災害が発生した場合において、放射性物質又は放射線の異常な放出による周辺環境への影響の大きさ、影響が及ぶまでの時間は、異常事態の態様、施設の特性、気象条件、周辺の環境状況、住民の居住状況等により異なるため、発生した事態に応じて臨機応変に対処する必要がある。その際、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うためには、あらかじめ異常事態の発生を仮定し、施設の特性等を踏まえて、その影響の及ぶ可能性がある区域を定めた上で、重点的に原子力災害に特有な対策を講じておくこと（以下、当該対策が講じられる区域を「原子力災害対策重点区域」という。）が必要である。

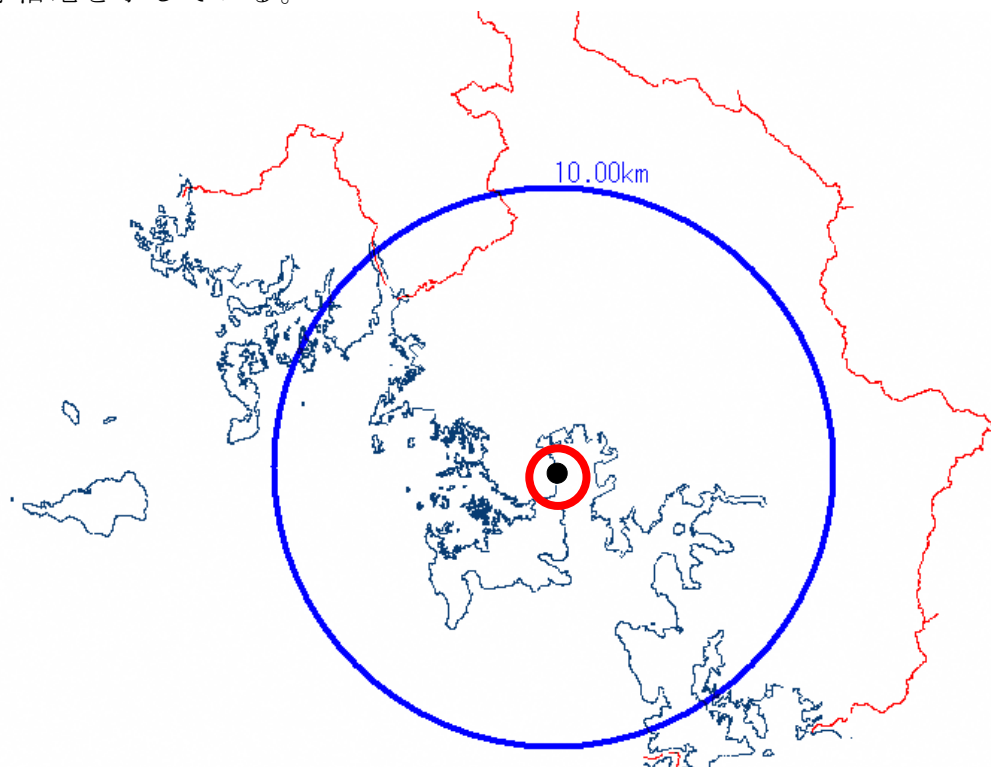
原子力災害対策重点区域内において平時から実施しておくべき対策としては、住民等への対策の周知、迅速な情報連絡手段の確保、屋内退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知、避難経路及び場所の明示を行うとともに、緊急時モニタリングの体制整備、原子力防災に特有の資機材等の整備、緊急用移動手段の確保等が必要である。また、当該区域内においては、施設からの距離に応じて重点を置いた対策を講じておく必要がある。

(添付資料)

原子力艦（原子力空母及び原子力潜水艦）が停泊する場所を中心とする半径約10kmの範囲を原子力災害対策重点区域に設定した場合

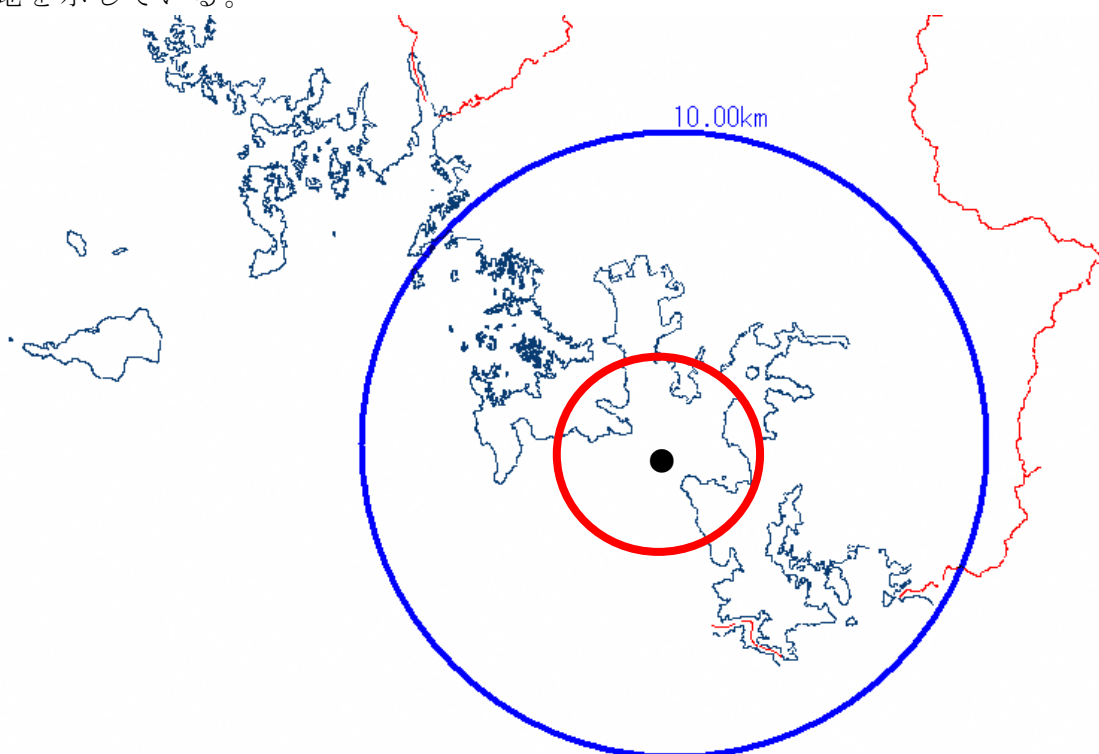
【赤崎岸壁に原子力潜水艦が停泊する場合】

※外側円は原子力災害対策重点区域、内側円は応急対応範囲、内側●は原子力潜水艦の予定停泊地を示している。

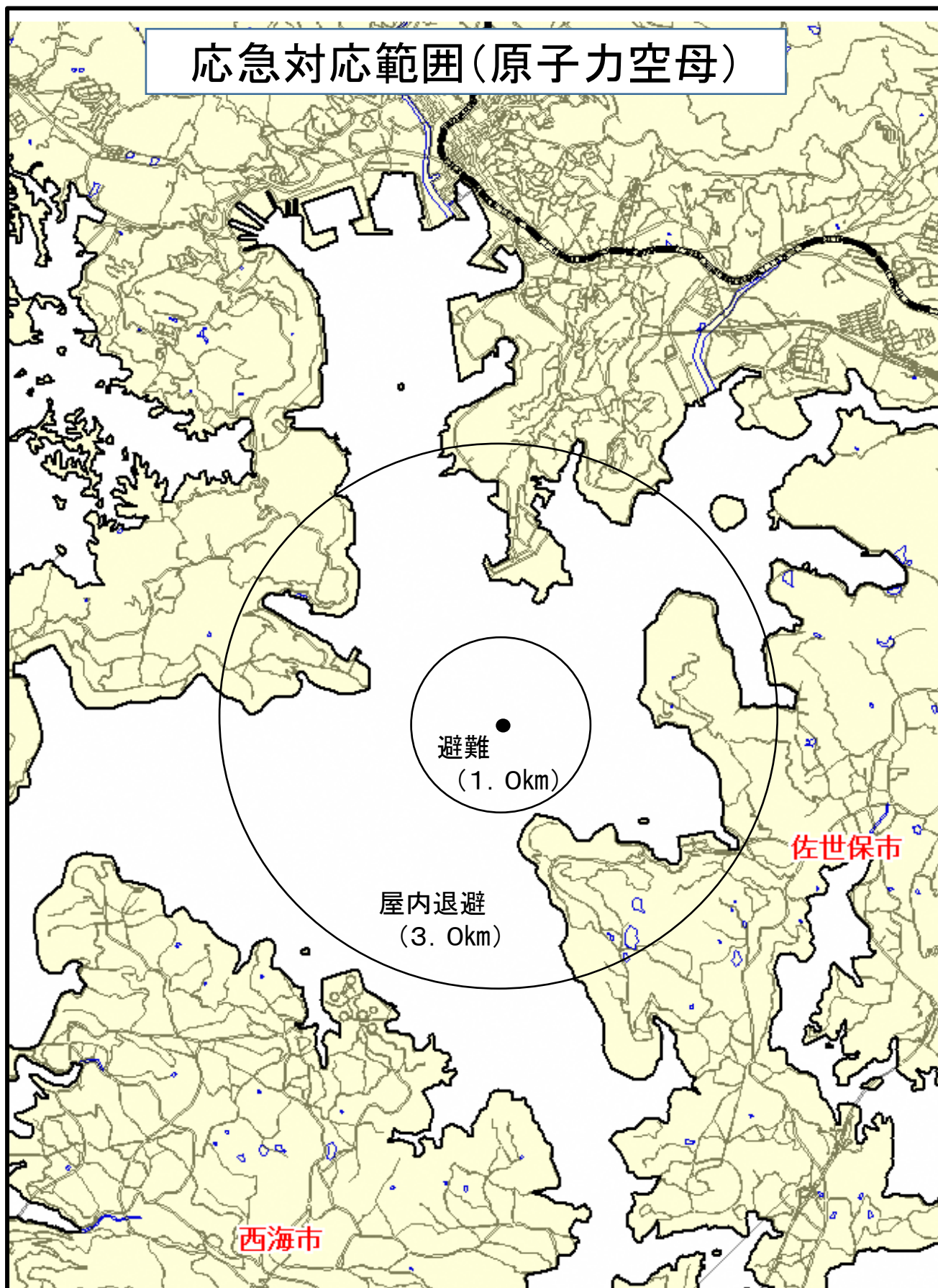


【35番錨地に原子力空母及び原子力潜水艦が停泊する場合】

※外側円は原子力災害対策重点区域、内側円は空母停泊時の応急対応範囲、内側●は35番錨地を示している。



応急対応範囲(原子力空母)



応急対応範囲(原子力潜水艦)

